

令和元年第5回能登町議会9月定例会議 会議日程表

9月2日から9月13日（12日間）

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	9 月 2 日	月	午前10時00分	本 会 議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 決 算 特 別 委 員 会 の 設 置 及 び 委 員 の 選 任
第 2 日	9 月 3 日	火		常 任 委 員 会	
第 3 日	9 月 4 日	水		決 算 特 別 委 員 会	
第 4 日	9 月 5 日	木		決 算 特 別 委 員 会	
第 5 日	9 月 6 日	金		決 算 特 別 委 員 会	
第 6 日	9 月 7 日	土		休 日	
第 7 日	9 月 8 日	日		休 日	
第 8 日	9 月 9 日	月		決 算 特 別 委 員 会	
第 9 日	9 月 10 日	火		休 会	
第 10 日	9 月 11 日	水	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第 11 日	9 月 12 日	木	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第 12 日	9 月 13 日	金	午前10時00分	本 会 議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 会 閉

開会（午前10：00）

開 議

議長（河田信彰）

ただいまから、令和元年第5回能登町議会9月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、14人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本9月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から9月13日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（河田信彰）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

1番 吉田 義法 君、

2番 堂前 利昭 君を

指名いたします。

諸般の報告

議長（河田信彰）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第121条の規定により、本定例会議に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

本定例会議に、町長より別冊配布のとおり、議案35件、認定10件が提出されております。

次に、町長から、専決処分の報告があり、報告第11号として、また地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告があり、報告第12号として、お手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成30年度決算審査、及び令和元年5月分、6月分、

7月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程の順序変更

議長（河田信彰）

ここで日程についてお諮りします。

日程第30、議案第85号『町有財産（建物）の無償譲渡について』を日程第47とし、日程第31、議案第86号『町有財産（建物）の無償譲渡について』から日程第47、認定第10号『平成30年度能登町病院事業会計決算の認定について』を順次繰り上げ、日程の順序を変更したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、日程第30、議案第85号『町有財産（建物）の無償譲渡について』を日程第47とし、日程第31、議案第86号『町有財産（建物）の無償譲渡について』から日程第47、認定第10号『平成30年度能登町病院事業会計決算の認定について』を順次繰り上げ、日程の順序を変更することに決定いたしました。

議案上程

議長（河田信彰）

日程第3、議案第58号「令和元年度能登町一般会計補正予算（第2号）」から、日程第46、認定第10号「平成30年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの44件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（河田信彰）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂 君。

町長（持木一茂）

本日ここに、令和元年第5回能登町議会9月定例会議の開会にあたり、提案いたしております議案の提案理由をご説明する前に、一言ご挨拶を申し上げます。

挨拶に先立ち、改めて、この度の「九州北部地方における豪雨」により、尊い命を落とされた方々のご遺族に、心からお悔やみ申し上げますと共に、被災されました方々に対しまして、謹んでお見舞いを申し上げます。

被災地の復旧が一日も早く進むことを願っております。

加えて8月22日に、日本海に停滞した前線の影響により、北陸地方の各地で大雨となり、七尾では時間当たりの降水量が68ミリを記録しました。この大雨の影響で、能登地方に大きな被害が発生し、七尾市や中能登町、志賀町では一時、土砂災害警戒情報が発表され、避難所も開設されました。当町においては、被害はありませんでしたが、被害に遭われた方々に対して、お見舞いを申し上げたいと思います。

近年は、突発的なゲリラ豪雨や、台風の発生など、これからの季節は自然災害に特に注意が必要な時期となります。今後も、非常時に備え、災害対策には万全を期したいと思います。

さて、今年の夏は、例年にも増して暑い日が続き、県内では志賀町で県内観測史上最高の40.1℃を記録するなど、大変厳しい夏でした。9月に入り秋の風を感じる季節となりましたが、町民の皆さん、特にご高齢の方々には、日常の体調管理にご留意くださるようお願いしたいと思います。

また、去る8月17日に当町の夏の風物となっております、ござれ祭りが柳田植物公園で開催され、町内外から約6,500の方が来場されました。

会場内では、カラオケ大会や力強いYOSAKOIソーランの演舞、歌謡ショー、そしてeスポーツなどが行われ、また、キリコが13基、袖キリコ1基がイベントを盛り上げてくれました。

また、グルメテントでは能登牛、小木のイカなど、地元の特産品や友好都市であります長野県信濃町のとうもろこしなども販売され大盛況でした。そして、レーザーファンタジアや創作花火が夜空を彩り、沢山の方々が感動されイベントを終えることができました。

また、去る8月26日に開催された「能登町子ども議会」では、12名の子ども議員の方々が参加してくださいました。

高齢ドライバーの事故防止対策、路線バスやバス停などの交通安全対策、中学校の統合問題や空き家の利活用、ICT環境整備による人口減少対策など、多くの提案や質問をいただきました。

これからの能登町の未来を担う子供たちが、自分たちの町に対しどのようなことを希望し、どんな町にしたいと思っているのかなど、大変貴重な意見を聞くことができました。改めて子どもたちが町の将来のことを真剣に考えていることに感心させられました。

今後も、子ども議会を通じて、生徒達が議会の仕組みを知るとともに、子どもの視点でまちづくりを考えてほしいと願っております。お聞きした知恵や発想、アイデア、ご意見等につきましては、今後の町政に活かしたいと思っております。

子どもたちが住んでいて良かった、そしてずっと住み続けたいと思うような能登町を実現するために、しっかりと町政運営を行ってまいります。

それでは、提案いたしております議案35件、認定10件につきまして、概要をご説明いたします。

議案第58号から第61号までは、一般会計及び特別会計、企業会計の補正であります。

今回の補正の主な内容は、6月末の梅雨前線豪雨による災害復旧費をはじめ、国・県の内示や交付決定を受けた事業の追加などを行ったものであります。

議案第58号「令和元年度能登町一般会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億7,050万1,000円を追加し、予算総額を、184億427万5,000円とするものです。

歳出からご説明いたします。

第2款「総務費」は、2,201万6,000円の追加であります。

第1項「総務管理費」において、財産管理費では、小木高浜地区の法面保護工事区域の拡大による追加であります。

企画費では、奥能登広域圏事務組合負担金で法改正に伴う共同電算費を追加しました。

地域振興費では、実績を見込み、ふるさと定住住宅助成金を追加しております。

電子自治体推進費は、三波公民館建て替えに伴い、旧三波小学校に仮設公民館を設置するための諸経費を追加しました。

有線放送費では、文字放送システム改修費を追加したほか、北陸電力の経過地変更工事に伴う伝送路移設工事などの追加であります。

第3款「民生費」は、1,167万1,000円の追加であります。

第1項「社会福祉費」において、社会福祉総務費では、社会福祉施設の譲渡に伴う登記手数料を追加しております。

社会福祉施設費は、民生費寄附金を受けて、老人憩いの家九十九荘を修繕するものです。

障害者福祉費は、消費税改定に伴う処遇改善や就学前障害児への発達支援の無償化に対応するためのシステム改修費の追加です。

老人福祉費では、藤波・七見デイサービスセンター指定管理料を追加しました。

介護保険費は、介護保険特別会計への繰出金の追加です。

第2項「児童福祉費」では、児童福祉総務費において、10月からの幼児教育・保育無償化にかかる経費を追加したほか、平成30年度の放課後児童クラブ補助金返還金を追加しております。

第4款「衛生費」は、97万6,000円の追加です。

第1項「保健衛生費」において、予防費では、風疹抗体検査補助金の内示に伴う財源調整を行いました。

健康増進費は、平成30年度に民生費で寄附金を受けて、新庁舎に設置予定の体組成計機器の購入費を追加するものです。

第6款「農林水産業費」は、4,478万円の追加であります。

第1項「農業費」において、農業総務費では、PCB処理のため、宮地交流宿泊所「こぶし」の体育館照明器具の取替工事を追加しました。

農業振興費は、中山間地域等直接支払事業の新規地区追加による増額と農業次世代人材投資事業における対象者の追加による増額であります。

畜産業費では、新たに豚コレラの侵入を防止するため、支援補助金を追加しております。

農地費では、6月の豪雨による農業用施設の修繕費の追加をはじめ、県営ほ場整備事業における変更計画作成業務の追加や、ほ場整備費の組替や追加を行ったほか、生き物調査事業に対する補助金を追加しております。

第2項「林業費」では、6月の豪雨による林道修繕費を追加したほか、県単荒廃地復旧事業において、地滑りが発生した山田地区の地質調査業務を追加しております。

第3項「水産業費」では、水産業振興費において、イカ釣り漁における陳情旅費等を補助する大和堆漁場保全対策事業を追加しました。

漁港管理費は、羽根漁港浚渫費の追加です。

漁港建設費では、国補助金の内示を受けて、4箇所の漁港海岸保全施設長寿命化計画策定を追加するものです。

第7款「商工費」は、1,633万1,000円の追加です。

商工業振興費では、機能低下により海洋深層水施設の食品脱水機の入替えを行います。

観光費では、のと九十九湾観光交流センターの冷凍冷蔵ショーケースやレジスター等備品の購入費の追加です。

第8款「土木費」は、2億9,879万5,000円の追加であります。

第2項「道路橋りょう費」において、国庫補助金の内示を受けて、社会資本整備総合交付金事業と地方創生道整備交付金事業の事業費の追加と調整を行っております。

第5項「都市計画費」は、下水道事業特別会計への繰出金の追加であります。

第6項「住宅費」は、新たに大規模盛土造成地の調査を実施するほか、国庫補助金を受けて、危険ブロック塀等撤去にかかる補助金を新設するものです。

第9款「消防費」は、31万6,000円の追加です。

全国消防救助技術大会出場旅費にかかる奥能登広域圏事務組合負担金の追加です。

第10款「教育費」は、1,772万5,000円の追加です。

第1項「教育総務費」において、事務局費では、仮設三波公民館設置に伴う諸経費を追加したほか、旧白丸小学校解体工事における、アスベスト除去費用の追加であります。

学校教育費では、海洋教育の推進のため、東京大学海洋アライアンス出前講座の講師旅費を追加いたしました。

第4項「社会教育費」では、社会教育総務費において、恋路生まれの彫刻家、坂坦道氏生誕100周年記念展示において、長女の加藤和何子氏に記念講演をお願いしたく、所要経費を追加しております。

公民館費は、仮設三波公民館設置に伴う諸経費のほか、PCB処理のため不動寺公民館玄関照明器具修繕費の追加です。

第11款「災害復旧費」は、5,789万1,000円の追加です。

6月27日から30日にかけて発生した梅雨前線豪雨による災害復旧費を追加するものですので、よろしく願いいたします。

以上、4億7,050万1,000円の財源として、歳入に、第12款「分担金及び負担金」、第14款「国庫支出金」、第15款「県支出金」、第17款「寄附金」、第18款「繰入金」、第19款「繰越金」、第20款「諸収入」、第21款「町債」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

議案第59号「令和元年度能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、6,209万7,000円を追加し、予算総額を29億676万7,000円とするものです。

歳出では、地域支援事業のシステム端末更新費の追加や基金積立金を追加したほか、平成30年度介護給付費等の精算にともなう返還金の追加であります。

歳入で、「国庫支出金」「支払基金交付金」「県支出金」「繰越金」を追加し、「繰入金」を減額し収支の均衡を図りました。

議案第60号「令和元年度能登町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、

737万4,000円を追加し、予算総額を、11億4,776万4,000円とするものです。

その内容は、農業集落排水事業において、国庫補助金の内示に伴う事業費の追加であります。

また、公債費において、資本費平準化債の確定に伴う財源調整を行っております。

歳入で、「県支出金」「繰入金」「諸収入」「町債」を追加して収支の均衡を図りました。

議案第61号「令和元年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」は、資本的収入において547万4,000円を追加し、総額を4億7,471万1,000円とし、資本的支出において547万5,000円を追加し、総額を5億9,622万2,000円とするものです。

その内容は、画像保存通信システム、いわゆるPACSの更新によるリース費用を計上するものです。

その財源として、県の「へき地医療拠点病院運営補助金」を見込んでおりますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第62号「能登町公告式条例の一部を改正する条例について」は、条例等を公告する場所を新統合庁舎に変更する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第63号「職員定数条例の一部を改正する条例について」は、会計年度任用職員及び下水道事業の地方公営企業法適用のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」は、会計年度任用職員の分限の効果について整備する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第65号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」は、会計年度任用職員の給与の減額について整備する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第66号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」は、上位法改正による条ずれ等を修正するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第67号「能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」は、フルタイム会計年度任用職員について、公表の対象とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号「能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」は、会計年度任用職員の給与等に関する内容について、新たに条例

を制定するものであります。

次に、議案第69号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、会計年度任用職員の期末手当等の支給について整備する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号「能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」は、新統合庁舎の研修室、及び大集会場の使用料を定める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第71号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」は、三波公民館建設により、三波生活改善センターを廃止することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第72号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」及び議案第73号「能登町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」は、入居者の公募の方法において表示の統一化を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第74号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第75号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第76号「能登町消防団条例の一部を改正する条例について」は、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しのため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第77号「能登町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第78号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例について」は、松波公民館の位置を変更する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第79号「能登町立図書館条例の一部を改正する条例について」は、能登町立中央図書館の分館に松波図書館を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第80号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、水道法の一部改正に伴う手数料を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第81号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、及び議案第82号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」は、幼児教育・幼児保育の無償化のため、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであ

ります。

次に、議案第 8 3 号「能登町障害者支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」、及び議案第 8 4 号「能登町こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」は、建物の無償譲渡により、同条例を廃止するものであります。

次に議案第 8 6 号「町有財産（建物）の無償譲渡について」は、みずほ障害者支援センターについて、指定管理者である社会福祉法人に無償で譲渡を行いたく、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 8 7 号「町有財産（建物）の無償譲渡について」は、こども発達支援センターについて、指定管理者である社会福祉法人に無償で譲渡を行いたく、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 8 8 号「町道路線の認定について」は、宇出津港湾臨海道路から町道 1 級宇出津藤波 1 号線へ接続する車両通行可能な道路を、町道として管理するもので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 8 9 号「町道路線の変更について」は、町道松波 3 2 号線について、道路改良工事により起点と終点を変更するもので、道路法第 1 0 条第 2 項及び第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 9 0 号「字の区域及び名称の変更について」は、県営ほ場整備事業、柳田中央区・笹川工区の土地改良事業施行による区画形状の変更に伴い、新たに小字の区域及び名称の変更が必要となったため、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 9 1 号「字の区域及び名称の変更について」は、県営ほ場整備事業、柳田中央区・米山工区の土地改良事業施行による区画形状の変更に伴い、新たに小字の区域及び名称の変更が必要となったため、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 9 2 号「奥能登広域圏事務組合同規約の一部変更について」は、奥能登広域圏事務組合において地域防災マネージャーを採用し、管内 2 市 2 町の防災マネジメントを実施することで、災害時における自衛隊をはじめとした国等の機関の連携や、防災教育の推進など地域防災力の向上を図ります。その為、奥能登広域圏事務組合同規約の一部を地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により変更するに当たり、必要となる協議について、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、認定第 1 号「平成 3 0 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について

て」から認定第10号「平成30年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの10件につきましてご説明いたします。

これら10件の認定については、平成30年度一般会計、及び7特別会計、並びに2企業会計の歳入歳出決算であり、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

なお、平成30年度の決算状況につきましては、別冊の「平成30年度主要施策の成果説明書」の中でも決算額の概要を明記しておりますので、円滑な審査が進められますようご理解とご協力をお願い致します。

以上、本会議に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

議長（河田信彰）

以上で提案理由の説明が終わりました。

はい、町長 持木一茂 君。

町長（持木一茂）

さきほどの提案理由の説明で、議案件数35件と申し上げましたが、1件減りまして、34件と訂正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

質 疑

議長（河田信彰）

日程第3、議案第58号から日程第36、議案第92号までの34件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いいたします。

質疑はありませんか。

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

土木費の住宅総務費の先ほどの説明で、危険ブロック塀等撤去事業というのが新設されたということに報告がありました。この事業につきまして、その概

略を説明していただきたいのと、あわせて新設ですので、どのようにして周知を図っていかれるのか、説明をお願いします。

議長（河田信彰）

建設課長 兄後修一君。

建設課長（兄後修一）

それでは、田端議員のご質疑にお答えしたいと思います。

この制度は、平成30年、大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊による事故を受け、危険ブロック塀撤去事業を新しく設けたところでございます。

ブロック塀の点検ということで、まず塀に傾きがないか、ひび割れがないか、高さは2メートル20以下か、あるいは厚さについては10センチ以上かというようなところを点検していただいて、危険なブロック塀については、2分の1の補助をもって限度は20万の事業を創設するものでございます。

周知につきましては、あすの常任委員会等でもお諮りいただいて、まずチラシ、それから広報等に掲載をしまいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（河田信彰）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

先ほどの土木費の、その上のほうなんです、大規模盛土造成調査業務、こういう業務があるんですが、どのようなところにそういうところがあるのか。そして、どんな調査をされるのか。ちょっとお聞きできればと思います。

議長（河田信彰）

建設課長 兄後修一君。

建設課長（兄後修一）

それでは、市濱議員の質疑にお答えしたいと思います。

この補正予算につきましては、これも平成30年、北海道胆振東部地震で被災をしたそういうことを踏まえて、国の国土強靱化施策によりまして大規模盛り土の造成地の調査をする経費を追加したところです。

この調査につきましては、大規模な盛り土地区がないか、まずスクリーニングをするという調査を追加させていただいたところです。よろしくお願ひいたします。

能登町においても、何カ所か危ないところがあるのではないかとということを経前に調査というか国のほうに報告をしておりまして、数カ所のところで危ないところがあるんじゃないかとということを経まずスクリーニングするという事業でございます。

よろしくお願ひいたします。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

回答しっかりわかりました。2カ所ほどあるということですね。おおよそ2カ所ほどあるということでしたか。

それでは、議案第58号の一般会計補正予算の19ページ、6款の3項2目、説明で漁業振興対策費、先ほど町長も説明ありましたが、大和堆の漁場保全対策事業50万。どういふ保全対策なのかということを経少しお聞きたいことと、そして要望活動だと、町長、今お話しされておりましたが、町の職員も同行するののか。そしてまた、設備に対しての要望なのか、海区とか権利に対しての要望なのか。わかる範囲内で結構ですので説明していただければと思います。

議長（河田信彰）

農林水産課長 五田秀綱君。

農林水産課長（五田秀綱）

それでは、市濱議員の質問にお答えをいたします。

6款3項2目水産業振興費に計上した大和堆漁場保全対策事業50万円の補助金についてということなんですが、これは県漁協の組合員や職員が中央省庁などへの陳情等を行う際の旅費の2分の1を補助するというものです。町の職員の同行というのは想定されておりません。そして、外国漁船の違法操業やスルメイカの資源減少に苦しむ中型イカ釣り船団に対して、昨年引き続き支援を行うというものです。

それから、その要望の内容が設備等かということなんですが、県漁協のほうからちょっと聞いておりますところは、違法操業が繰り返されているので、大

和堆の漁場保全に向けて関係機関への働きかけを行うというようなこと。それから、北太平洋におけるアカイカ漁への転換の調査等を要望するということをお願いしております。

いずれにしても要望の内容については県漁協さんのほうで決められる。ただ、その旅費等について町のほうで支援をしていくというものでありますので、ご理解をお願いいたします。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

もう1点、お願いいたします。

一般議案の86号と87号。85号も含むのかね。議案に対して伺いたいと思います。

これは所管の議案ですので、詳しくは委員会においてお聞きしたいというふうに思いますが、上屋は無償で譲渡とありますが、土地については貸借とある。間違いはないかな。なぜ貸し付けなのか、その辺を伺いたいと思います。

議長（河田信彰）

健康福祉課長 大森凡世君。

健康福祉課長（大森凡世）

市濱議員の質問でございますけれども、実は土地の売買というのも一応考えてはいるんですけれども、実は、うしつ障害者支援センターがある宇出津城山なんですけれども、あそこが老人憩いの家たなぎ荘からずっとユースの先まで大きな1筆になっているので、分筆がちょっとできないような状況になっています。莫大なお金がかかるということなので、その1カ所だけ無償で貸借ということが果たしていいのかどうかという、ほかの2つは売買は可能だと思っておりますけれども、その辺をしばらく無償で、3者とも無償で貸借したいというふうに今のところ考えておりますので、ご理解をお願いします。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

将来的にはそういう可能性あるというふうな答弁やったね。

ありがとうございました。これで終わります。

議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

先ほどの田端議員の危険ブロック塀の撤去事業に関する確認なんですけれども、このブロックというのは、例えば学校へ行く通学路とか学校とか、それだけじゃなくて、普通の民間の家のブロックも全て対象として含むということですか。その確認だけお願いいたします。

議長（河田信彰）

建設課長 兄後修一君。

建設課長（兄後修一）

馬場議員のご質問にお答えします。

危険なブロック塀ということで、通学路であるところとかの点検等は教育委員会、道路管理者等を含めて点検をしておるところであります。今ご質疑がありましたブロック塀については、民間のブロック塀、道路にまず面するブロック塀の撤去を優先したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

予算書の22、23ですけれども、先般の全員協議会の中に一応説明を受けました。これは災害の復旧工事の箇所ですけれども、何件、何件と説明あったんですけれども、余りにも早口で記載する暇がなかったので、ゆっくり丁寧に、どこに何件あるのか、もう一度ひとつ、私も記載しますので、ゆっくりとご説明いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

建設課長 兄後修一君。

建設課長（兄後修一）

それでは、まず11款2項1目公共土木施設災害復旧工事でございますけれども、提案理由にもありましたとおり、河川2件、道路2件でございます。河川につきましては中斉地内、それから黒川地内、道路につきましては上町地内と当目地内の災害を今週現地で査定を受けるものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（河田信彰）

農林水産課長 五田秀綱君。

農林水産課長（五田秀綱）

それでは私のほうからは、農業関係の災害復旧費のほうについて答弁をしたいというふうに思います。

11款1項1目の農業施設災害復旧費のほうなんです、件数は9件になります。場所は、ちょっと全部はあれなんです、北河内ですとか上町などのり面崩壊になります。

それから、次は農業用施設災害のほうの復旧事業なんですけれども、こちらのほうについては14件です。代表的な場所としては、久田とか鶴町でそういう災害が起きています。

それから、今度は2目のほうの林業施設災害復旧費のほうなんです、修繕等については9件でありまして、上町とか北河内等にあります。

そういった状況です。

議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（河田信彰）

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第58号から議案第92号の34件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、議案第58号から議案第92号までの34件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

質 疑

議長（河田信彰）

日程第37、認定第1号「平成30年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第46、認定第10号「平成30年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの10件について、質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります

議案第85号

議長（河田信彰）

次に、日程47、議案第85号『町有財産（建物）の無償譲渡について』を議題とします。

この議案に関しては、14番、鍛冶谷 眞一君に関係のある議題となります。

この際、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場していただきます。

(鍛冶谷議員 退場)

提案理由の説明

議長（河田信彰）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂 君。

町長（持木一茂）

それでは、今定例会議に提案いたしました議案第85号について、ご説明させていただきます。

議案第85号「町有財産（建物）の無償譲渡について」は、うしつ障害者支援センターについて、指定管理者である社会福祉法人に無償で譲渡を行いたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げます。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

質 疑

議長（河田信彰）

以上で提案理由の説明が終わりました。

日程第47、議案第85号についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（河田信彰）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第85号については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長（河田信彰）

よって、議案第85号については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで14番、鍛冶谷 眞一君の入場を許します。

(鍛冶谷議員 入場)

議長（河田信彰）

日程第48「決算特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

認定第1号から認定第10号

議長（河田信彰）

お諮りします。

認定第1号「平成30年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第10号「平成30年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの10件については、能登町議会委員会条例第6条の規定により、6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号までの10件は、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

決算特別委員会の委員の選任

議長（河田信彰）

お諮りします。

ただいま、設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定によって議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、議長において指名することに決定しました。それでは、指名します。

決算特別委員会の委員に、

1 番 吉田 義法 君

2 番 堂前 利昭 君

3 番 馬場 等 君

4 番 田端 雄市 君

6 番 國盛 孝昭 君

8 番 小路 政敏 君

以上の6人を指名します。

議長（河田信彰）

お諮りします。

以上の6人を、決算特別委員会の委員とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人が、決算特別委員会の委員に決定しました。

休 憩

議長（河田信彰）

ここで、しばらく休憩します。

休憩中に5階委員会室で、決算特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。（午前10時56分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時10再開）

農林水産課長 五田秀綱君。

農林水産課長（五田秀綱）

さきほどの向峠議員の質問で、私の答弁で数字が間違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

間違えていたのは林道災害復旧費のほうなんですけれども、工事費で300万円計上してあるんですが、これは1件でありまして、林道上河内線という北河内地内にある林道の復旧工事1件ということでした。お詫びして訂正いたします。

決算特別委員会正副委員長互選報告

議長（河田信彰）

それでは、委員会条例第9条第2項により、休憩中に決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

決算特別委員会委員長に、4番 田端 雄市君、

副委員長に1番 吉田 義法君 以上であります。

これで、決算特別委員会委員長、副委員長の互選報告を終わります。

休 憩

議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。自席で待機願います。（午前11時12分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時13分再開）

議長（河田信彰）

お諮りします。

本日、決算特別委員会委員長 田端 雄市君から
発委第1号「事務検査に関する決議について」の1件が追加提出されました。
これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題
にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、この1件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更
して直ちに議題とすることに決定しました。

追加議案上程

議長（河田信彰）

追加日程第1、発委第1号「事務検査に関する決議について」を議題といた
します。

提案理由の説明

議長（河田信彰）

提案理由の説明を求めます。

決算特別委員会委員長 田端 雄市君。

決算特別委員会委員長（田端雄市）

ただいま提出いたしました発委第1号「事務検査に関する決議について」の
提案理由の説明をいたします。

町長が決算を議会の認定に付すに当たって地方自治法で提出が義務付けられ

ている書類は

- ①決算書
- ②歳入歳出決算事項別明細書
- ③実質収支に関する調書
- ④財産に関する調書
- ⑤決算年度における主要施策の成果説明書

にとどまるものであります。

今回、提出したこの決議は、さらに決算審査の意義を高めるため、前述の書類だけでなく、地方自治法第98条第1項に規定されている「町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町長、教育委員会をはじめ、その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査出来る」議会の権限を、決算特別委員会に委任するものであります。

つきましては、議員各位におかれましてはご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いいたします。

質 疑

議長（河田信彰）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（河田信彰）

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声)

議長（河田信彰）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

議長（河田信彰）

これより、発委第1号「事務検査に関する決議について」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。
よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

休会決議

議長（河田信彰）

日程第49「休会決議」を議題とします。
お諮りします。
委員会審査等のため、9月3日から9月10日までの8日間を休会としたい
と思います。
これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。
よって、9月3日から、9月10日までの8日間を休会とすることに決定い
たしました。
次回は、9月11日午前10時から会議を開きます。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。
起立、ご苦労さまでした。

閉 議

散会（午前11時16分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (河田信彰)

ただいまの出席議員数は14人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (河田信彰)

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしく願いいたします。また、質問の回数は質疑と同様に原則として一つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

4番 田端雄市君。

4番 (田端雄市)

公明党の田端雄市でございます。

初めに、九州北部の記録的な大雨による被災者、また、台風15号の災害による被災者に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、改めて一日も早い復旧を祈念するものであります。

今回の質問は、大きな項目として3点について行います。1番目は、参院選の投票率を踏まえ、その考え方と町の取り組みについて。2番目は、10月から予定されている消費税増税に関連して町の取り組みについて。3番目は、広域行政連携について、幾つもの重要課題の対応と町長の考え方と取り組みについてお伺いをいたします。

令和と改元されて初めての国政選挙が実施されて1カ月以上がたちました。今回の選挙で特に気になったのは、投票率が極めて低かったことです。過去最低に次いで2番目に低い48.8%であり、2人に1人が投票に行っていない状況。とりわけ気にとめなくてはならないのは18歳と19歳を合わせた投票

率が31.33%と全体の投票率より17.47ポイント下回りました。

投票率について、マクロの視点ではさまざま要因が語られておりますが、本町でも56.67%であり、決して評価を得られる投票率ではないと思います。

まず、町長は、今回の町の投票率についてどのような感想をお持ちでしょうか。また、政治家としては、投票率そのものについてどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

投票率については、いつも視点が集まる場所ですが、今回の参院選において町の取り組みとして特筆すべきことがあったら挙げていただきたい。また、その効果はいかがでありましたか。

次に、次回の国政選挙での投票率アップをどのように図られるつもりか、そのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員の質問に答弁させていただきますが、まず今回の参院選における投票率についてということですが、議員がおっしゃるように、全国的に投票率が低下しているということは私も認識しております。

そのような中、県内の市町における投票率を見てみますと、当町は56.67%と県内では上から6番目という結果であり、前回の参院選との比較では減少率がマイナス5.74%と県内では3番目に低い減少率となっております。

投票率に関する個人的な感想というのは控えさせていただきたいと思いますが、投票率に関しましては、その時々々の社会情勢や政治的課題、有権者の意識、地元からの立候補者の有無、さらには選挙の時期や投票日の天候等、さまざまな要因が考えられますので、投票率だけで選挙への関心や国民の思想が左右されるものではないと考えております。

しかしながら、投票するという事は、政治のあり方を決定する力である主権は国民のものであり、国民の意思に基づき行使されなければならないという民主主義の3原則の一つでもありますので、有権者の皆様には、この大切な権利を放棄することなく投票に足を運んでいただきたいと思っております。

また、選挙における管理、執行、運用事項につきましては、公平、中立な選挙を執行する機関であります選挙管理委員会の決定事項でありますので、私自身の意見は控えさせていただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

能登町選挙管理委員会書記長 赤阪浩幸君。

能登町選挙管理委員会書記長（赤阪浩幸）

能登町選挙管理委員会書記長の赤阪と申します。委員長が都合により出席ができませんので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

書記長の職務ですが、委員長の命を受けまして書記を指揮し、委員会の庶務、選挙事務を処理することにあります。質問の内容によってはお答えできないこともありますので、ご理解いただきたいと思います。

まず、今回の参院選における町の取り組みとその効果についてのご質問がありました。この件につきましては、先般9月2日に開催されました町の選挙管理委員会の9月定例会においてその結果等が協議されましたので、まずそのご報告をさせていただきたいと思います。

近年は、いずれの選挙も投票率が前回の選挙を下回るという結果であることから、当選挙管理委員会におきましても、その対策について意見がありました。

まず、18歳、19歳の投票率でございますが、当町における10代、20代の投票率も低い値を示しております。これはさまざまな要因があるかと思いますが、まずは政治や選挙への関心が低いことや、高校卒業後に転出手続等をせず他県や他の市町に居住している方などがおられることが要因かと考えられます。

その対策の一つとしまして、今回、選挙制度について幅広い知識を身につけ、政治や選挙に対する関心を高めていただきたいと思いますということで、投票事務従事者に能登高校の生徒さん7名を採用いたしました。生徒からは、1票が入る瞬間に立ち会えていい経験になったとか、選挙の大切さが実感できたなどの感想がありました。

また、ここ数年の投票状況を見ますと、期日前投票の利用者がふえている状況であります。今回、投票日当日に仕事やレジャーなどで投票所に行けない方の投票環境の充実としまして、当町では県内で最も多い12カ所の期日前投票所を設置するなど、選挙人が投票しやすい環境の整備に努めたところであります。全体投票者数に占める期日前投票率が48.49%だったことから、投票における一定の効果があつたものと考えております。

次に、次回の選挙での投票率アップに向けた取り組みについてというご質問がありました。選挙における執行、運用事項であり、選挙管理委員会の決定事項になりますので、次回の選挙管理委員会の開催時に委員長を通じまして問題提起をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

答弁ありがとうございます。

選挙管理委員会の書記長のお話につきましては、さまざま高校生の参加も見て選挙が実施されたということは、非常にいい視点での行動であったのではないかなと思います。

こうした主権者教育になると思いますけれども、こういったことは常にやっていかないとなかなかわからない。現場に出た人は、確かに身に迫った形で学ぶことが多かったと思うんですけれども、一般的な全体の話では、学校の中での主権者教育をしっかりと重ねていただきたいと思います。

また、こういった投票方法の投票率を上げるのにつきましては、決定的な効果、これをやれば5ポイント上がるとか、そういったことはありませんので、不断にさまざまな自治体の様子も研究されて引き続きの努力をお願いしたい、このように思います。

投票率についての町長からの答弁は、残念ながらお聞きすることはできませんでした。ご自分も審判される立場ですので、しっかりとそうした認識があればいいなと思って質問したわけですが、なかったのはちょっと残念だったなと思います。

私は、投票率は民主主義社会の成熟度の目安であり、投票しても何も変わらない、また私たちの声は政治に届いていないなど、町民の生活と政治、行政の距離が遠い。そうした不満に対し、いかに政治が信頼を取り戻すか、戻せているのかのバロメーターである、このように考えております。

県内でも川北町のように80%を超えるところもある。町が狭いからとの見方もあるけれども、要は町の施策がどこまで町民に周知、理解されているのか。また、その施策の評価がなされ、さらに不断に継続的に町民の声を生かした修正を加え実施していくことがその不満の解消につながっていくと私は考えています。

いわゆる不満の蓄積が政治的疎外感を抱かせ、そこから今、世界を席卷しているポピュリズムの風が、そして政治的混乱が起きている。このように評する識者もおいでます。政治、行政の不信は、そのシステムにあるというよりも、窓口で一番先に出会うマンパワー、人の対応によると考えるものであります。

ラストオーダーに近い時間で入った飲食店で、何かがあったのかもしれないその店員の対応で、一遍にその店が嫌いになったという話を聞きました。おいしい食事を出してくれるところだったので、その話を聞いて、私は非常に残念に思ったわけでございます。

役場の行政も同じだと思います。窓口の親切な対応で、役場全体の評価、行政の評価が変わるものと考えております。遠回りのようかも知れませんが、それが投票率に返ってくるもの、このように考えているものであります。

町長のトップとして、行政の評価につながるさらなる目配りをお願いしたい。マンパワーのより質の向上ですね。私の考えに町長の思いがございましたら、ご意見をいただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

田端議員がおっしゃるように、投票率に関してはいろんな要因があると思います。先ほど申し上げたように、社会情勢とか政治的課題、あるいは有権者の意識というのとかかわってくると思っておりますので、今後はしっかりとした投票率を上げる取り組みを我々もしていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

なかなか町長のご自分のお考えをお話しされないので、ちょっと残念ですが、

続いて、2番目の質問に行きたいと思っております。

来月、10月から消費税が8%から10%に引き上げられます。町民の方々には新たな負担となるわけであり、政府としても、生活者の負担を和らげ、また、いち早く軌道に乗せるためのさまざまな施策が導入されております。

各地の取り組みでは、小売、商店など飲食料品などの軽減税率の対象品を扱うお店では、軽減税率対応のレジの導入などで準備されている様子もうかがえます。これは商工会関係の奨励で進められているものと承知しておりますが、町としても、3歳未満の幼児を持つ家庭や住民税非課税世帯などに対するプレミアム商品券の発行など、新たな対応に追われる時期になっていることと思っております。

改めてではありますが、今回の消費税の引き上げについては、将来の国のありようを求め、全世代型の社会保障制度の構築のため、その財源確保のための政策であります。いわゆる幼児から高齢者までに対する全世代型の社会保障制

度、施策の財源として進められているものであります。

この10月から直ちに始められるのが幼児教育・保育の無償化。約300万人の子供が対象となる幼保無償化は、日本の社会保障の歴史的転換点とも言うべき大改革となります。この無償化は、単に子育てにかかわる費用が減ったというだけではありません。ことし6月に成立した改正子どもの貧困対策推進法による貧困問題を認めた意義の上に、次のように高く評価する識者もおります。幼保無償化は大きな前進だ。なぜかという、貧困家庭は社会的に孤立していることが多く、家庭環境にさまざまな問題を抱えている。しかし、保育所などに通うことで少なくとも日中は質のよい保育を受けることができる。栄養面から見ても保育所にいる間はバランスのよい食事が保証される。また、子供が通うことで親の社会関係が広がる可能性が高まるとの視点であります。

一方、高齢者に対する施策として評価したいのは、高齢者への年金生活者支援給付金があります。労働による収入を得ることができない高齢者にとっては、年金だけが生活の糧であります。近年の経済状況の物価指数、賃金状況では本来の年金制度の中で支給金額を上げることができないとの判断のもと、社会保障の観点からの施策であります。

かつて、財源を示さず月7万円の最低年金をと訴えた政党がありましたが、今ようやく財源の裏づけを持った月7万円の年金がスタートすることとなったわけでございます。幼児から高齢者に対する社会保障を例に、全世代型の社会保障が始まることをなぞってみました。今後もこの理念のもとに、さまざまな社会保障が打ち出されるものと確信しております。

そこで、消費税引き上げに関連して、我が町としての取り組みを質問いたします。

消費税については、自治体に対し地方消費税交付税が交付されることとなっておりますが、今回の引き上げに対し、通常であればどれだけの交付税の収入を見込めると見積もっているのでしょうか。そこでふえた財源の活用をどう考えているのかを伺います。

財源の活用については、国の方針とあわせ、本町における全世代にかかわる社会保障に対する財源として捉え、そのときに応じた手当として活用すべきであると要望するところですが、いかがでしょうか。

また、この増額された財源を社会保障に使っていくとの方針であれば、毎年予算時には、これだけの金額をここに充てるなどわかりやすく表現し、公表していくことを考えたらどうでしょうか。こうした行政の行動は、負担を感じている納税者である町民からより信頼が寄せられることは間違いないと思えますがいかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは田端議員の質問に答弁させていただきますが、まず消費税率引き上げに係るご質問ということで、議員ご指摘のとおり、消費税には国税であります消費税と都道府県税である地方消費税があります。その税収は、令和元年度予算で国税では19兆3,920億円、地方消費税は4兆8,624億円で、合わせて24兆2,544億円となっております。

地方消費税の税率につきましては、消費税率5%のときには1%、8%時には1.7%、そして10月からの10%時では2.2%となっております。国に支払われた消費税額を最終消費地に帰属させるため、小売年間販売額や人口、従業者数など消費に関連した基準によって都道府県で精算され、さらに、その2分の1が人口や従業者数で案分されて市町村に交付されます。これが当町の歳入予算における地方消費税交付金となります。

また、国の消費税のうち22.3%が地方交付税の原資として国の交付税特別会計に繰り入れされます。

この地方消費税交付金の見込み額であります。単純に税率のみを比較しますと1.7%から2.2%へと約30%の増ということになりますが、税率引き上げ時期が年度途中の10月であることや引き上げの影響が平準化されるまでに時間差があることから推計は非常に困難であり、令和元年度当初予算におきましても平成30年度決算ベースに予算化しております。来年度以降につきましては、年末年始にかけて国が公表します翌年度の地方全体の歳入歳出見積もりであります地方財政計画をもとに推計していきたいと考えております。

次に、交付金の充当についてであります。平成26年4月の8%への引き上げ時に、消費税法第1条第2項におきまして、社会保障施策に充当するものとして用途の明確化が図られており、当町におきましても、予算書の歳入事項別明細書において社会保障財源分として明記するほか、予算書の末尾に引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当一覧を掲載しておりますので、また町ホームページ上でも公開しております。

また、決算時におきましても、本定例会で提出いたしました主要施策の成果説明書において交付金の充当一覧を掲載しております。30年度決算では、社会保障財源化分の地方消費税交付金が1億4,361万円で、社会福祉、社会保険、保健衛生の各事業の一般財源に充当した内容が確認できますので、ご参照いただければと思っております。

当町におきましては、地方消費税交付金を個別の施策に充当するのではなく、

広く社会保障経費に充当するという考えでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

金額について、明確に出していただけていませんでした。今年の10月からのスタートですので、途中の話はなかなか出しにくかったのかもわかりませんが、来年度、令和2年度についての概算は出していただければありがたいんですけれども、わかりますか。

議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

ご質問の地方消費税交付金であります、先ほど町長もおっしゃったとおり、来年度の1月から2月にかけて公表されます地方財政計画、総括的な話なんですけれども、その中で伸び率とか、それから消費税は8%から10%に上がりますが実際には消費が問題になりますので、パーセントだけ上がって財源がふえるわけでもありません。景気等も影響されますので、そのあたりは来年の地財計画をもとに積算したいと思ひます。今のところは試算できません。

以上です。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

そんな難しい話じゃなくて、通常であればどれくらいかということをおお体聞きたいんですけれども。そういったことがわからないと、町民の方は負担しているのに町に来るのはどれくらい来るんやろうとか、もう一つの話になりますけれども、それがどこに使われていくのかということが一番関心のあるところなんです。

そういう意味では、概算で結構ですので、そういう金額がおお体わかれば教えていただきたいと思ひて質問したんですけれども、わかりませんか。

わからなかったらいいです。来年、予算の執行される時に明確にわかるよ

うな形で、これくらい来ますよという形が示されるものなら示していただいて、そのときに関心を持っていただくということで行きたいと思います。

それが1点と、もう一つは、先ほどの説明では総括的に社会保障に使われているということなので、一つ一つの事業にどれくらいという形には明確にできないという話でしたよね。というふうに私は聞きました。町長の答弁で。

その話の中で、できればその財源を、先ほどもお話ししたとおり一番興味あるのは自分が負担しているのはどういうふうに使われているのかということが一番町民の方には興味のあるところなので、そういう意味では、より明確に、こういう形で事業ができれば新しい事業でも結構ですけれども、こういうところに今回の消費税引き上げ分は充当されていますよということを示していただければ、のと広報、主要施策の説明がされておりますけれども、その中に入れ込んでいただければありがたいなど、このように思います。

そうした記事を見て、町民の方が私らが負担している消費税はこういう形で使われているんだなということが話題に上がってくるようであれば、これはまたすばらしいことだなと。行政にとってありがたい、このように感じるものがあります。

自分の生活の中のことがこうして行政に反映されているということがわかれば、より身近な政治が、行政が身近なものとして考えられてくる。そういうことになっていくのではないかと考えております。

どうか公表につきましては検討していただきたい、このように思います。

次に、3番目の質問に入ります。

広域行政連携についてお尋ねをいたします。

8月27日の北國新聞記事に、珠洲市がイノシシ処理施設を整備するとの報道がありました。私は、珠洲市よ、おまえもかとの思いで報道を見ました。というのは、数カ月前に輪島市が単独で同様の処理施設をつくるとの報道があったからであります。

この捕獲したイノシシ処理対策については、3年ほど前に、知人からの指摘を受け、当時の向峠議長とともに輪島、珠洲市の2市と穴水町の議会を訪問。ともに県へ要望したいとして要請したことがありました。その後、市長、町長との協議、検討が進められているものと考えておりましたが、結果として輪島市、珠洲市がそれぞれ単独で整備。2市いずれも捕獲したイノシシをおがくずの微生物の力で分解する施設を設置するものであり、さらに今心配されている豚コレラのウイルスがこの微生物の力で死滅させることが認められているとのことであります。

私は、本日、この処理施設や技術がよいとか悪いとかを言うつもりはありません。こうした課題は、2市2町広域で進めたほうが事業の費用も人的対応も

効率がよいのではないかとの認識でいるからであります。なぜそのような結果になったのか。この経緯について説明をお願いしたいと思います。

広域行政については、現在、広域圏事務組合として消防組織や珠洲市とのクリーン組合の運営などが図られておりますが、近年の行政機能に求められている懸案を考えると、広域行政は大変重要であり、より緊密な連携が必要になってきていると考えます。

また、これも報道であります。珠洲市総合病院では、産婦人科医師が高齢のため退職するとありましたが、これも他山の石として看過できないことであると考えます。本町からも妊婦がお世話になってきたことや、少子化対策で大変重要な案件であると思うからであります。これも珠洲市はもちろん県や2市2町で協力し合い、検討するに値する重要なテーマでもあると思います。

そのほか、本町にある能登自動車学校の将来の姿についても、また大きな課題であります。これについては、6月議会で自動車学校での高齢者の安全運転講習の実施の検討をと質問したところですが、町の交通インフラや雇用にもつながる大事な基本をつかさどる自動車学校の運営は重大な関心事でもあり、早急に珠洲市との協力へ向けた協議を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

広域行政の連携については、そのほか公共交通問題にも、観光問題にも、その地域資源の魅力と効果を発揮する上で重要なことであると思います。広域として必要な連携と協力が十分になされない場合、それは私たち町民の負担、マイナスになることは容易に想像できることであると考えます。

以上に挙げたテーマを含め、今後想定される他の広域連携が必要とされると考えられる案件について、具体的に案件を挙げ、町長の所見と取り組みをお聞かせ願います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、まず田端議員の1点目のイノシシの処理対策はなぜ広域で進められなかったか。その経緯と考え方についてご説明させていただきます。

昨年11月、奥能登4市町の担当職員と県奥能登農林総合事務所の担当職員で構成します奥能登地域有害鳥獣処理施設研究会が立ち上がりました。奥能登地域でイノシシの捕獲頭数が急増し、捕獲後の処分方法の検討が喫緊の課題となったため、早急な対応が必要との共通認識のもと、捕獲した有害鳥獣を処理する施設等の整備、導入について検討するためであります。

イノシシ処分施設の処分方法で最もポピュラーなのが焼却による処理であります。焼却処理施設は、整備費用や維持管理費が高額なため、奥能登4市町とも研究会の設立以前から広域での整備を望み、協議を重ねてきました。

そうした中、昨年4月に福井県大野市で捕獲したイノシシの死骸をそのまま投入し、おがくずに付着する微生物の力で発酵分解する有害鳥獣分解処理装置が整備され、奥能登4市町の担当課の職員等で同施設を視察しております。

大野市の微生物による分解処理施設は、分解処理装置2基と骨粉碎機、冷蔵庫、天井クレーンがあり、事業費は約5,300万円で、国から55%の支援を受けております。焼却処理施設に比べ整備費が安価であり、何よりも維持管理費が圧倒的に低く、焼却処理施設なら年間数千万円かかるのところ、大野市は年間60万円程度で運営しているというふうに聞いております。

大野市の視察後、研究会で協議した結果、4市町のうち複数の自治体が単独で微生物による分解処理施設を整備する意向を示したことに加え、捕獲数が急増していることとイノシシ捕獲者の距離的な利便性も考慮して、各自自治体で整備する結論に至ったというふうに聞いております。つまり、イノシシの処理対策の広域化については、大野市のような微生物による分解処理施設を整備すれば、イニシャルコスト、ランニングコストとも安価なため、奥能登広域で整備する必要性がなくなったということでもあります。

能登町におきましても、現在、能都埋立処分場にて捕獲したイノシシの受け入れを行っております。今後、捕獲頭数が増加し、能都埋立処分場のみで対応できなくなるようであれば、能登町においても微生物による分解処理施設の整備を検討したいと考えております。

次に、珠洲市総合病院の産婦人科というのは、現在、常勤の医師が1人で診療をされています。健康不安を理由に本年11月末日をもって退職されると聞きました。当町としましても、多くの妊産婦の皆さんがお世話になったものと思います。他人事ではなく、大変危惧しているところでもあります。

今月からは、近隣の公立病院から産科医を派遣いただきながら外来診療を継続する意向で引き継ぎをされているそうであります。また、12月以降の院内出産につきましても正常分娩のみ助産師による助産介助されるというふうに聞いております。

議員ご提案の広域連携につきましては、奥能登2市2町の僻地医療の現場では、徐々にではありますが病院間で連携をとっているところでもあります。具体的には、宇出津病院から眼科医師が輪島病院へ応援に行っているほか、宇出津病院と珠洲病院の小児科医が連携をとりながら診療の相互の支援を行っております。また、外科では、手術に際し医師が手薄な場合は近隣の開業医に協力を願っているところでもあります。

都市部と比べ医師の偏在地である奥能登においては、持続可能な病院経営を考えると近隣病院との連携が必要不可欠であり、今後とも積極的に連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、能登自動車学校の運営についての質問がありました。

能登自動車学校の将来の姿につきましては、田端議員を初め多くの方々の関心事であることは承知しております。昭和40年12月に開校して以来、数多くの卒業生を輩出しており、地域に根差した身近な学校として現在に至っております。近年では高齢者講習等も始まり、高齢ドライバーの免許更新のよりどころにもなっております。

学校の運営で珠洲市との協議を進めるべきとのことではありますが、能登自動車学校の利用者は、おおむね能登町が6割で珠洲市が4割と聞いております。仮に学校がなくなれば、両市町の高校生や高齢者等に多大な影響があると思われるので、珠洲市との協議も含めて、当町としてどのような支援ができるのか検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

そして、広域連携の総括的な考えで、議員がおっしゃるとおり奥能登広域圏事務組合では、消防事務、別所岳サービスエリアにあります奥能登山海市場の運営など行う広域観光事務、住民票、印鑑証明、戸籍関係の写しを引き渡す窓口事務、消費生活相談事務や行政事務の情報処理共同電算事務などの業務を行っております。また、奥能登クリーン組合では、RDF、リサイクルプラザの管理運営事務を行っております。

議員がさきに述べられた産業、医療、交通、観光等以外に今後想定される広域連携が必要と考えられる案件ということではありますが、具体的な案件は今のところありませんが、今後さまざまな分野での連携が必要な場合は連携を行う市町と精査し取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

今ほど私が述べた関心事についてお話をいただきました。

イノシシの処理については、当初の思い、焼却施設から技術面が変化していった中で、コンパクトにできるという話の中で広域の必要はないかなと、こういうような答弁でございましたし、また、珠洲の総合病院につきましても、きょうの新聞だったと思っておりますけれども出ておりました。対応できるような形になったということで一安心かなということも思います。

さまざまな連携が現になされながら、また松波の能登自動車学校につきましても、今ほど町長の積極的なかわりを持っていきたいという話でございましたので、聞いている町民にしてみれば安心した形で見えていかれるかなと、こういうようなことも思います。

いずれにしても、いろんな形で連携がとられているということは、今ほどお話を聞きまして改めて思ったわけでございます。

その中で、ただ、常に広域のほうがいいという話も多分にある案件がこれからも出てくると思いますので、そういったことも考えていただきたいということで、私ちょっとお話をつくってみました。

一般的には、単純に考えますと、ばらばらでいるよりも集まったほうがよいという集積の効果、そしてまた連携の経済的便益などというのは誰でも考えることであります。地域経済学では、物事にもよりますが、範囲の経済として、その最も経済効果が発揮される範囲の広さはどれぐらいが望ましいかとも語られております。

本町も含む平成の大合併時において、当時どのくらいの都市が行政サービスとして効率的と言えるのかという話がありました。これについて、その当時は15万から18万人と言われておりました。最近はその効果は24万1,000人になると言われております。少子・高齢化が進み、本町においても20年後には8,000人台と推計されております。行政サービスの効果は、この人口推移を見ると、さらに乖離し低下していくことは避けられない。このように考えます。この認識で町政運営に当たっていかなくてはいけないのではないかと。このように考えるわけでございます。

そうして考えますと、私は、どうしても広域連携を念頭に、また基準に事業を図っていくべきであると。そういう時期が来ているんじゃないか。こんなふうに思います。

連携がとられているという話の中では、それは現場の中での必要に迫られて職員間の中で連携がとられて進められている。そういったことが非常に感じるわけでありまして、また、それについては現場の職員間の知恵の中でそうしたものがつくられてきたものと考えております。

本来の広域連携は、私は首長の主導によって進められるものであると、このように考えております。首長のビジョンがあつて政策が起きてくる、このように考えています。その意味では、さまざまなこういう連携が図られているということを聞きながらも、残念ながら町長のリードがあつたという、そういう場面が余り見えない。これが私の率直な意見であります。

この件につきましても、もし町長のお考えがありましたら答弁をお願いしたいと思っております。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほど答弁させていただきましたが、今現在は具体的な案件というのがありませんので、広域連携が必要と考えられる案件が出てきましたら、しっかりと精査して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

さまざまな案件につきまして、先ほどもお話ししたとおり、町長のビジョンでもって新しい取り組み、そして4市町をリードしていくような、そういう発想も提示しながら広域連携を図っていただきたいと思えます。

町長の名前が常に出てくるような、町長がこう言っておりましたというような、そういう話が聞ければありがたい。こういうふうに申し上げまして、私の質問を終わりたいと思えます。

以上です。

議長（河田信彰）

以上で、4番 田端雄市君の一般質問を終わります。

それでは次に、1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

おはようございます。

先日、決算特別委員会の最終日に、能登町役場新庁舎と内浦、柳田の両総合支所の新庁舎の建設現場を視察してまいりました。能登町役場は、ほぼ外回りの工事を残すのみとなっております。また、内浦の庁舎については、もう少して内装工事が終了する段階でした。柳田の庁舎についても大方建物は完成しており、外回りの工事が行われておりました。着々と来年1月の開庁に向けて工事が進められていました。

私たちにおいては、山積する問題や課題の解決に日々努めなければならないと感じております。

それでは、通告のとおり2点質問させていただきます。

最初に、町有施設のエアコン設置について質問いたします。

近年の異常気象により夏の暑さは脅威であります。町有施設においては、利用者に不便がないよう、また管理者側においては業務に支障がないよう、エアコンを設置する必要があると考えます。

現在の町有施設、とりわけ教育委員会関係施設のエアコン設置状況について教えてください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、吉田議員の質問に答弁させていただきますが、教育関係施設のエアコンの設置状況ということではありますが、学校施設につきましては、6月末をもって小中学校全ての普通教室に設置が完了しております。また特別教室については、全118教室中39教室に設置されております。

社会教育施設につきましては、全公民館の事務所及び会議室等に設置されており、文化施設においては、ドブネ収蔵庫と郷土館以外は設置されております。

体育施設におきましては、それぞれの管理事務所には設置されており、体育館のアリーナ部には未設置となっております。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

ことしは残暑が厳しく、ここ数日も暑い日が続いております。近年は夏休み期間以外も暑く、学校施設においては普通教室のエアコン整備が完了しており、早急な対応は評価できるものと考えます。

しかし、まだ未設置施設がありますが、その理由をお聞かせください。また、未設置施設と施設により整備されていない部屋の今後の設置計画があれば教えてください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、学校施設につきましては、先ほど申し

上げましたように、まず、常時児童生徒が使用する普通教室の整備を行いました。特別教室につきましては、118教室中39教室に設置してありますが、今後は、使用頻度の高い図書室、給食時に毎日利用するランチルームの設置を優先的に行いたいと考えております。その後に、理科室や音楽室など整備できればと考えております。

文化施設につきましては、ドブネ収蔵庫と郷土館のみ未設置となっておりますが、ドブネ収蔵庫は、収蔵品の過度な乾燥を防ぐため適度な湿度管理のみを行えます換気設備の整備を行い、郷土館につきましては、今後も設置予定はありませんが、既存施設については、しっかりと維持管理を行い機器などの保全に努めてまいりたいと考えております。

体育施設につきましても、既存施設の維持管理の徹底を行っていきませんが、アリーナ内の空調機器の設置は現在のところ行わない予定ということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

施設の利用目的や利用頻度によりエアコンを設置する必要があると考えていますが、先ほど町長の設置計画での設置の予定がない施設については、答弁においては、利用目的や利用頻度を考えてのことだと理解しました。

エアコン整備については、新設だけではなく、既存施設で修繕が必要な施設においては早急に対応しなければならないと考えます。町の見解をお聞かせください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、エアコン設備の修繕の対応についてということではありますが、エアコン設備を設置されている施設は、利用者が多い、諸会議等が頻繁に開催されるなど、施設ごとのいろいろな事情により設置されているものと思っております。そのようなことから、故障が発生した場合、施設管理者からは早急な修繕を要求されることとなります。

しかしながら修繕費が高額で更新が必要であるといった場合、予算の都合上、次年度以降の対応となる場合があります。その場合は、利用者には会場の変更

など臨機応変に対応し、不快にならないよう配慮してまいりたいと考えております。

エアコンなど設置以降10年を経過する機器は、故障の頻度が高くなる傾向があります。また、比較的新しいものでも電気製品ですので予期せぬ故障が発生する場合があります。これらを踏まえ、限られた予算の中で早急に対応できるものは対応し、そうでないものは次年度以降、予算をしっかりと確保し、利用者の皆さんに不便がないように努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

エアコンが必要な施設は、新設のみならず、修繕についても対応するが、修繕費が高額な場合や急遽故障した場合は次年度以降に対応するとのこと、よくわかりました。

私の知るところによりますと、内浦総合運動公園内に内浦スポーツ研修センターという施設がございます。その施設の1階研修室のエアコンが昨年度より故障しています。頻繁に利用されている複数の方より不便であるとの声がありました。ぜひ来年の夏を迎える前に修繕していただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。

2つ目の質問ですが、内浦総合運動公園内の排水について質問します。

内浦総合運動公園は、多くのスポーツ施設が整備されており、町民の体力向上や健康増進を図るためのスポーツの拠点であるとともに、町内外の方を対象としたさまざまなイベントが開催される場所だと認識しております。

町としては、内浦総合運動公園の設置目的や位置づけについてどのように考えているのか、お聞かせください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、内浦総合運動公園の設置目的、位置づけについてであります。施設については、体育館、野球場、相撲場、陸上競技場、テニスコート、武道場、緑地広場、研修施設、多目的交流施設を備えた総合運動公園となっております。これら施設の利用により、地域住民の皆さんの体

力向上、健康増進、福祉の向上、文化、研修、コミュニティの場として広く、そして気軽に利用され、毎日の暮らしが生き生きと感じられる町に飛躍していくことを願うとの思いが目的であると考えております。

そして現在の位置づけですが、合併を契機に奥能登でも有数な総合的なスポーツ施設として、各種スポーツの県大会や北信越大会の開催、町民文化祭の会場、町成人式会場として利用されているなど、能登町民や町外の方々に対して広く気軽に利用されている施設に位置づけられていると思っております。

議長（河田信彰）

1 番 吉田義法君。

1 番（吉田義法）

内浦総合運動公園は、町としても町民の体力、健康づくりに必要な施設であり、町外からの方も参加する大きな大会が開催される施設だと認識されているようですけれども、毎年数回、内浦体育館周辺の道路が水没していることを把握しているのでしょうか。お答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、運動公園内の道路が水没していることを把握しているかということではありますが、ことしの6月下旬の大雨によりまして水没したことは承知しております。その際、ミニバスケットボール大会が開催されており、多くの選手がはだしで駐車場から体育館へ移動されたと聞き、不便な思いをされたと思っております。担当課によりまして、過去にも同様な事態が発生し、その際は、ホームページ上で臨時休館の通知を行い、浸水区域に車が侵入しないようバリケードの設置など行っているとのことでもあります。

今回は日曜日で、大会主催者が開催の判断をされ、担当課への現状の報告が後日になってしまったと聞いております。また、日雨量100ミリ程度の雨が降ったことによりまして朝方に構内道路が冠水したと思われれます。浸水時には大変危険な状況となりますので、今回を教訓に非常時のパトロールを強化し、水没が予想される場合は運動公園の臨時閉鎖など対策を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

1 番 吉田義法君。

1 番（吉田義法）

内浦総合運動公園がある場所は、干拓地で、建物以外の土地は建設当時より沈下しております。特に内浦体育館周辺の沈下が激しいようで、また、水路が体育館周辺で交差していることもあり、水没しやすいと考えられます。

そのため排水路の分散や体育館前と駐車場の間の土地のかさ上げなどの対策が必要ではないかと考えますが、町の見解をお聞かせください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

運動公園内の浸水対策についてということですが、公園外の農業用排水や道路排水が合流し、公園内の水路を通して海に排出される構造となっております。浸水の原因は、潮位の関係で海水面の高さが水路の排出面より高くなることで、水路内の水の滞留により全体の構内水路の各上流部であふれることと考えております。

排水路の分散や土地のかさ上げが必要とのことですが、まずもって構内道路高や水路の底高、池の底高など各所の高さを調査し、排水機能の確認を行いたいと思っております。また、構内水路にどのような排水が合流しているかも関係各課と協力し調査したいと思っております。その結果を踏まえて、どのような対策が有効かを判断して対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

1 番 吉田義法君。

原則 3 回までなので、最後をお願いいたします。

1 番（吉田義法）

さきにも述べましたが、内浦総合運動公園は町のスポーツ拠点です。そして町内外よりたくさんの方が集まる場所です。運動公園が建設されている場所は、干拓地ということもあり、土地が沈下したことや公園外の周辺道路の排水路が公園内につながっていること、海や川が近く潮位の影響を受けやすいことなど、水没する事由が多くあります。

しかし問題は、警報や注意報などが発令されるような大雨のレベルに達していなくても水没することがあるということです。また、それが町内外よりたくさんの方が集まる大会やイベントが開催されているときにも起こる可能性があるということです。過去には、自動車を歩道に乗り上げることや、浸水により廃車となった事案があります。

運動公園内の体育館や野球場、陸上競技場、テニスコートなど、大規模な改修がされたことにより、また現在、指定管理を受けているふれあい公社による適切な芝生の管理などにより、町村合併したところよりも美しく保たれており、充実していると感じております。しかし、排水機能については徐々に悪くなっているため、早急に排水の改善を行うべきだと考えます。

町長の答弁には、調査し、どのような対策が有効か判断したいとのことですが、改善するための対策をとっていただけるものと理解しました。来年度予算には、調査費だけではなく、水路の堆積物を撤去し機能回復を図ることや水路分散などの具体的な対策費を計上し、実行していただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

議長（河田信彰）

以上で、1番 吉田義法君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。午前11時20分から開会いたします。（午前11時06分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時20分再開）

13番 宮田勝三君。

13番（宮田勝三）

先ほど4番議員、田端議員からもありましたが、九州北部の災害、そして関東を襲いました15号台風による被災者に心からお見舞いを申し上げたい。私もそんなふうには思っておりますし、秋の実りで大変稲刈り作業に精を出している方がおいでます。新聞紙上、ニュース等々で最近お2方が県内で亡くなりま

した。空模様を見ての農作業であります。町内において、そんな痛ましい事故がないように実りの秋を終えていただければな、そんなふうにも思っております。

それでは質問をさせていただきますが、きょうは3点について質問をさせていただきたいと思いますが、初めてのことでございますが、3点同時に私のほうからお話をさせていただいて、3点について町長のほうから答弁を求めて終えたい、そのように思っております。

最初の放課後児童クラブを学校に併設できないかという質問、そしてまた、学校内に、表題、私はちょっと書き損じたんですが、学校内ということにこだわっているわけではないということをお願いしておきたいなと思います。

そしてまた、放課後児童クラブについての質問を思い立ったのは、こんなことがありました。ことしの1月か2月だったと思います。課長ともお話をしました。そのときの行政側のお言葉をどうのこうの私は思っておりません。それはどんなことかといいましたら、たまたま旧内浦のほうからこちらのほうの町営住宅に移ってこられた。それが年の暮れだったと思うんです、去年の。それで年明けて、1年生になるお子さんを抱えているご家族の方が年明けてからだったと思うんですが、どうしても放課後児童クラブにお願いしたいという申し入れをしましたところ、当然、児童クラブを預かる職員の数や、面積のことや、定員等もその規模によってはあろうかと思えます。それはいたし方なかったのかな、そんなふうにあります。

これから先、そんなことが往々にして起きる可能性もありますので、そういうことを思い立って今回の児童クラブについて4点の質問をさせていただきたいと思うんですが、まず、広報等には募集が掲げられておるようでございます。私はちょっと見逃しているのかもしれませんが。そして当然、人数が決められていると思います。

そういったことで、私はなぜ希望者への調査方法を挙げたかと申しますと、思いを少しプラスアルファして話させていただきますけれども、先ほど話したような方、そしてまた改めて年度スタートにはこのクラブを利用しなくてもいい、おじいちゃん、おばあちゃんが健在だから。しかしながら、そういう家庭であっても年度途中で大変なことが起きた。いろいろなさまざまな家庭の状況の中で、年度途中でどうしてもお願いをしなければならない方が出るということも当然考えられます。そしてまた、町として移住、定住というものに大変力を入れているはずで。

移住、定住の方で、よもや1、2、3年生ぐらいのお子さんを連れてきて入ってこられて、お願いしたいといったときに、ちょっと何とかできないのかな。そんな思いでこの質問をしたのでありますので、まず保育所、最年長者の家庭

の方に児童クラブの思い、アンケート調査というものを行う。そしてまた、実際使っておられる家庭も改めて、使っていない家庭もあると思うので、改めて調査をしていただきたいが、どんな調査をされておるのか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

そしてまた、次の余裕ある受け入れ体制でございますけれども、今言ったような前段の質問とリンクするわけですがけれども、そういう方がおいでたときに何とか対処してあげたい。するべきであろう。

話はちょっとそれますけれども、1子誕生、2子誕生、3子誕生、産声祝福金等々を掲げております。たくさん子供さんを求めてね、そんな思いがこういったところに届くかどうか。そしてまた、移住、定住促進というものに力を入れているのは各自治体どこもそうです。そういったことを考えたときに、前段の調査をしながら、年間何十人というのは大変でしょうけれども、3人や5人の受け入れ体制、余裕を持つべきでないのかな。そういったことを思っております。

3番目の公平、公正の観点、原点から料金の統一をとということを掲げてみました。確かに1施設については民間の方がやられております。委託をしているわけでございますけれども。当然、料金が違います。それは民間だからじゃないんだろうと私は思いますけれども、受け入れ体制の中身の違い、さまざまな違いがあつてのことだと思ふんですけれども、一概にそこを下げろとは思いません。これは保護者の方の意見も聞かなければならないと思いますけれども、逆に民間の方の預かり方、お世話の仕方が違うので、そんな金額ならば逆にほかの施設もそれと同等の扱いをして、金を上げることも、アップすることも考えます。そのあたりで、どちらをとってもいいが、公平、公正というものがあつていいのか。そんなふうにして掲げましたので、ご見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

最後の4点目でございますけれども、さまざまな見地から学校に併設すべきと思うが、これも先ほど、前段に言いました学校の空き部屋を利用する。それに一概にこだわる必要がないのではないのかな。

実は、能登町の中学校、3校回らせていただきました。そして隣接の輪島市の2校と1児童クラブの施設を見てまいりました。特に感じたのは、学校長の意見でありますけれども、例えば宇出津にあるみらいセンターでは学校と数百メートル離れています。鶯川もそうであります。校長先生いわく、私たちは、こうしなさい、ああしなさい、こうしてくださいと言えないけれども、心配がある。特に風の強いとき。雨のひどいとき。風雪のすごいとき。あつてはならないんですが変質者のことも考えられます。交通事故のことも考えられます。

ゆえに、学校に併設、学校内に併設、学校の隣接、すぐそばに設ける。実は輪

島の大屋小学校ではそういうふうな隣接のところに求めてありました。中も拝見させていただきました。

そういったことで、今後これも一朝一夕には行かないと思います。これから先、そういったことを考えていただく必要があるのではないのかな、そんなふうに思っております。

町長の今回の提案理由の説明の議案説明に入る前に、子供が住んでよかった、そしてずっと住み続けたいと思う能登町の実現をしたい。そしてまた、能登町教育振興基本計画、その中の社会全体での子どもたちの学びの支援というところがあります。そこには、放課後こども教室との連携・支援がありまして、放課後児童クラブについては、保護者が仕事と子育ての両立が図れるよう支援をしたいということも町のスローガンとして掲げておりますので、誠意あるお答えを求めたい、そんなふうに思っております。

それでは次の質問に入ります。

水産物加工処理施設、指定管理を継続すべきと考えられるのではないか。あそこはちょっと私も認識不足がありましたし、失礼ですが中においでるかもしれない。産地冷蔵庫もあります。加工処理施設もあります。これは指定管理を受けた立場がそれぞれ違います。

水産物加工処理施設を預かっている奥能登食材流通機構さんが冷蔵庫そのものを80%、90%ほど加工施設の方が利用なされております。当然、15日締めでキロ当たり幾らとかいう金額が定められているようでございますので、16日置けばキロ当たり倍になって、お支払いをして冷蔵庫を使っておられるようです。いかにも物を1次加工して販売することだけが仕事のように見えませけれども、現地の話を聞きますと、加工して、1次加工であったり2次加工であったり3次加工であったり、加工してここを賄えと言われると恐らくや大変な中身になるだろう。そんな話をしておりました。

それはどんなことかと言いますと、ここ一、二年、イワシというものがたしか大漁だったと思います。冷蔵に適する魚種であったかと思えます。そういったおかげがあつて、当然、加工処理施設といいながらも生物を仕入れて販路を見出して何とか運営にこぎ着けている。そしてまた、市場では、想定した中で旅の業者、大手の業者がキロ当たり幾らで来そうだな。そんなときに何円という世界を争いながら、これ以上、この金額で私どもは買い求める。そういうことを入れながら入札をしているということは魚価のアップになっていると思えます。

そういうことを考えると、私はこの所期の目的というのは、当然能登町のお魚を知ってもらふ、わかってもらふ、能登町というものをわかってもらふ、そんな意味合いがあつたと思うんですけれども、この施設の目的は、私は魚価の

低迷を何とかしなければならん、漁民を助けなければならない、そんな思いでこの施設を設けたと私は思っていますので、その所期の目的は何だったのかお聞かせ願いたいと思いますし、さまざまな形で担当課はいろんなニュース、情勢を把握しておられると思いますので、私は現管理者を高く評価しているつもりです。

私は、あえて言わなくてもわかっていただきたい。別にこの施設の方をお願いをされてこの話をしているわけではありません。私も魚が大好きです。そういうことで、朝2時、3時に定置網の揚げ場へ何度も顔を出しております。そういった諸状況の中で、私はこの施設は指定管理は地元の業者というか、食材流通機構というものを立ち上げていただいたもの、預かっていただいてよかったのかなど。旅の加工業者が来たときに、自分の懐、台所だけを考えた運営をされたんじゃ、漁民のため、市場のためには何にもならなかった。そんな狭間においでで今日を頑張っておられる。

そういうことで、私は時期尚早であります。12月の定例会に恐らくや指定管理の話が、公募の話が出てくると思うんですけども、指定管理が決定されると思うんですけども、当然、公募しなければならない。これは宿命ですからわかりますが、今後さまざまな状況を把握して、私が述べた指定管理条例(3)の該当しないのか。私はするべきだと思って問いかけているんですが、現況では決定した言葉は申し上げられないでしょうけれども、そのあたりをご答弁願いたい。そういう思いであります。

そしてまた、最後の将来的に補填を予想されると思いますけれども、お考えは。当初のお約束は自助努力でやってくださいよというお話だったと思うんですが、私は、畑のものや田んぼのものとは違って、沖へ行ってきたけれども皆無だった。ことしは大変な目に遭った。ここの施設は市場に入ってくる魚がいなければ何にもならない。どれだけ優秀な方が来られても運営できないはめになるうかと思えます。

そういったこと、そういった事態がないように祈りたいんですが、そういうときには、はたとして少しいワシやそういうものがいて何とかクリアできたけれども、この状態ではお手上げだ、できませんといったときに、この施設は誰が運営するのかな。宝の持ち腐れになってしまうんじゃないかな。

そういうことで、水ものであります。全く先の見えない話でありますので、そういったときには行政としてどうお考えなのか。私は、何としてでも漁民のためにはなくてはならない施設だと思っております。

そういうことで、お答えを願いたい、かように思っております。

そしてまた、最後の質問になります。

能都内浦線整備促進に努力を。私も反省を込めて話をさせていただきます。

合併以来、あの道路に関しては議会からも特に話がなかったですし、我々としても相談もしなかった。反省をしております。執行部の方は、課長会議等々いろいろありますが、この道路に関してお話ししたことがあるでしょうか。

イカの駅ですか、小木に施設ができます。真脇のトンネルも仕上がりました。私の聞くところによりますと、この道路は平成何年ですか、要するに合併以降ですが未着工になっている。いろいろな問題があったと思います。

私の知る範囲、本当に浅いんですが、小浦地区に関しては、最近の話ですけども、確定した話は持っていませんのでお調べお願いしたいと思います。何とか当初の少しごたごたしたことが今ではなさそうな話も聞きました。そしてまた、羽根のほうについては、これは聞くところによると漁港というか湾の問題、そして私有地の問題等があって今日に至っているような話を聞いております。

過去に私、こんなことを経験しました。ある県道であります。やっぱり用地の問題でありまして、ごたごたしました。県のほうからこんなふうに言われました。少なくとも地元で汗かける分は汗をかいてくれと。もう時代が変わったんだよといわんばかりでした。何とか県と打ち合わせをしていただいて、ある問題点について町が汗かけるところがあるのでしたら、議会と一緒に執行部も一緒に何とか解決に向けて一日も早い早期着工、完成、それを目指すことが大事ではないのかな。小木、そして宇出津ライン、皆さんよくご利用なさっているとしますし、年に何度か高潮の関係で通行どめも食らいます。朝早い漁民の方々も通行どめに高の道路を使ったような話を聞きました。

そういったことを考えれば、通勤、それからマイクロバスの運行、さまざまな観点でこの道路は重要な路線だと思いますので、過去においての経緯をお話ししていただき、そしてまた調べた結果、町としての汗かく部分についてはどうお考えなのか、お聞かせを願えればありがたい。そんなふうに思っております。

きょうは生意気ですが活字にしてこようかなと思ったんですが、活字にして自分の思いがちょっとかた苦しくなったりして届かないことがあろうかなということで、お話をさせていただきました。そういうことで、少しでも理解のある前向きなお答えをいただくことをこいねがって、私は今回は再質問、議長、いたしません。どうしても論議をさせていただきたいというものがありましたら12月定例会に質問をさせていただきますので、どうかここらあたりをお考えの上、温かいお言葉をいただきますよう心から念じて終わりたいと思います。

議長にお願いがございます。私、自席のほうに戻りまして町長のご意見等々をメモさせていただきたいんですが、よろしいでございましょうか。ここでやっぱり聞かなきゃいけないですか。——わかりました。じゃ町長、ゆっくりお話をさせていただきたいと思います。

議長（河田信彰）

13番 宮田勝三君、そこで座って書いてください。お願いいたします。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、宮田議員の質問に答弁させていただきます。

まず、放課後児童クラブの次年度の利用希望者についてであります。毎年11月1日から1カ月間にわたりまして広報等を通して次年度の利用申し込み期間を設けて、そして受け付けを行っております。

また、余裕ある受け入れ体制をとることではありますが、放課後児童クラブというのは、年齢や発達状況が異なる児童が入会するため安全が第一ということで、安全面に配慮しながら継続的な支援を行う必要があります。施設の規模や必要な職員の配置など、それぞれのクラブで条件が異なっていることから、現在の各施設ででき得る体制を確保し、定員を定めております。

定員数に余裕があるクラブ、また余裕ができた場合におきましては、随時受け付けを行っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、利用料金を統一できないかということではありますが、町が直営しておりますクラブの利用料につきましては、月額7,000円と町の要綱で規定しております。民営のクラブにつきましては、開所時間の違いや、町が直営するクラブでは行っていない長期休暇期間中に昼食の提供を行っていることから、町直営クラブと民営クラブの利用料に差が生じているということで、ご理解いただきたいと思っております。

次に、小学校に併設すべきということではありますが、現在、4カ所のクラブのうち1カ所が小学校に併設しており、他の3カ所におきましては、児童館、公民館、認定こども園内で行っております。少子化に伴い児童生徒数は年々減少傾向にありますが、小学校におきましては、通常学級のほかに少人数教室などを行っているため、現在のところ余裕教室は生じていないということではありますが、今後、利用される方々が小学校に併設を希望するニーズが大きければ、学校側と協議し、検討してまいりたいと思っておりますが、議員のご提案も将来的には必要な形の一つと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、能登町宇出津港水産物加工処理施設に関しましては、宇出津港を中心に水揚げされた水産物の1次加工を行い、その流通や販売などを通じて能登の魚のブランド力向上と消費拡大を図ることを目的に建設いたしました。平成29年度より株式会社奥能登食材流通機構が指定管理者となっており、漁業者所

得の向上につながるよう、市場価格を詳細に調査し、併設する水産物鮮度保持施設と連携しながら魚価の底上げに努めていただいております。

宮田議員がおっしゃるとおり、指定管理者の株式会社奥能登食材流通機構は、漁業者所得の向上を基軸に置いた運営を実践しており、この2年半の管理実績は高く評価できるものと考えております。今後もこの施設が能登町の漁業にとって有益であるためには、管理の継続性を考慮することも必要だと考えております。

指定管理条例第5条第1項第3号は、管理実績を高く評価でき、継続して管理を行うことが適正と判断される場合、特例として指定管理者を更新できるものということですが、規則によりまして選定委員会の意見を聞かなければならないこともあることから、施設の実情と性質を考慮し、慎重に判断していきたいと考えております。

また、現在の経営状況は良好であります。漁業は環境等によりその年の漁獲量が大きく前後いたします。施設の運営は水産物があることを前提としておりますので、将来、大規模な不漁に見舞われ、施設の運営が困難だと判断した場合には、損出を補うことも検討が必要だと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

最後に、主要地方道能都内浦線整備促進についてであります。昨年、この主要地方道能都内浦線の最も危険な箇所、大型車の交差通行ができないトンネル、念願でありました真脇トンネルが開通いたしました。ご協力をいただいた関係各位と県ご当局には心から感謝いたしたいと思っております。

ご質問の主要地方道能都内浦線は、平成の市町村合併以前まで事業が継続されておりましたが、現在も幅員が狭いまの小浦漁港と羽根漁港に隣接する2カ所をご指摘されてかと思っております。その整備につきまして経緯を確認したところ、いずれも計画に当たり地元との調整が整わなかったというふうに聞いております。

改良工事を行う上で、地元地権者や関係各位のご協力を得られるよう町といたしましても今後、危険な箇所の解消に向けて調整に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

13番（宮田勝三）

黙って去るわけにいかないの、ご挨拶をさせていただきます。

ありがとうございました。慎重審議の上、おっしゃったことをよろしくお願ひしたい。今後に向けて検討するべきは検討していただきたいことを申し上げて、終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、13番 宮田勝三君の一般質問を終わります。

それでは次に、3番 馬場等君。

3番（馬場等）

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

実は今回は財政についての質問を考えていたのですが、先般、6月18日に発生した地震を受けて、急遽、今回も防災、減災に関する質問に変えさせていただきました。

去る6月18日午後10時22分、山形県沖を震源地としてマグニチュード6.7の地震が発生しました。新潟県では最大震度6強を観測し、当町においても震度3の揺れを観測しました。午後10時24分には能登地方に津波注意報が発表され、当町においては500人余りの人が町が急遽用意した避難所に避難し、そのほか高台などに避難した人も含めると大変たくさんの方が避難されました。

幸いに大きな津波は来ませんでしたでしたが、今回は今年の台風21号による避難と違い、地震という突発型災害であり、何よりも違ったのは津波注意報が出て夜遅く避難することになったことだと思います。

私も町内の人たちと声をかけ合って、暗闇の中、家族とともに津波緊急避難場所である近くの高台へ避難しました。高台に避難してからも避難していない人に電話をかけて避難を呼びかけました。

津波注意報が解除になるまでは帰れないと思い、高台から海をじっと見ていました。少し時間がたったころ、向かいの高台にある旧鶉川小学校の体育館の明かりに気づきました。指定避難所である旧鶉川小学校の体育館を津波緊急避難所として開放したのだと思い、ほっとしました。後でわかったのですが、能登町は他の市町よりも早く、津波緊急避難所として指定避難所である小学校、中学校を開放したとのことでした。

ここでちょっと簡単に緊急避難場所と指定避難所について説明すると、緊急避難場所とは、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の命の安全の確保を目的として一時的に避難する場所であり、基本的には高台の駐車場であったり公園など、建物じゃなくて屋外です。一部、避難ビルなど建物の中にもありますが。また、指定避難所とは、津波、高潮、土砂災害、洪水などの各種災害で、家屋の全壊等で居住できない方が多数となった場合に何日か生活する場所ですので、避難施設であり、基本的には屋内になります。

その指定避難所である小中学校を津波緊急避難所として施設内を開放した能

登町の判断は、素晴らしいと思います。

今回は突発型災害であり、しかも夜間に起きました。夜間での避難訓練をやっている地区は少ないと思います。津波注意報が出て到着するまでに約30分しか時間がなく、短時間で避難するか避難しないかの判断をするのは大変難しかったと思います。

また、津波避難解除が出たのは翌日の1時過ぎでした。それまで自分たちも高台や避難所で、1時過ぎまで待機していた人はほとんどないと思います。だけど本当をいうと津波避難解除が出るまではそこに避難していないといけなと思ったんですけれども。そういうときに何時間も高台におったときに、途中、12時ぐらいからですかね、雨も降ってきたし、屋外じゃなくて向かいの旧鶉川小学校の体育館施設内、施設内に避難できるということは大変今回はよかったかなと思いました。

それとともに、1時まで避難解除を待つということは実質的になかなかできなくて、私たちも12時ぐらいに雨が降ったときに避難解除をしてしまって町内に帰りましたけれども、避難解除のタイミングは非常に難しいかなと、これからの課題としてあるのかなと思いました。

そういった課題が幾つか浮かび上がった中で、今回ぜひ聞きたいと思ったのは、能登町が指定している津波緊急避難場所と指定避難所についてです。今回は指定避難所が津波避難所の機能も兼ねたりしました。

現在、能登町のホームページを見ると、指定避難所の一覧がホームページから見れます。この一覧表はちょっと古いものなんですけれども、これを見ていて幾つか疑問が出てきました。この場をかりて2つほど質問したいと思います。

1つ目は、今回のように指定避難所である施設を津波緊急避難の施設として使うのであれば、なおさら事前に、災害の種類によってはその指定避難所が使えないという場合もあります。ところがその一覧表においては、災害の種類、津波、高潮、土砂災害、洪水など、それによってここが可能かどうかということは示されておられません。例えば、指定避難所として石川県立能登高校も記載されておりますが、もちろんここは津波の指定避難所であるわけではありません。

そういったことで、指定避難所の一覧表に災害の種別により利用できるか否かわかるようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、馬場議員の質問に答弁させていただきますが、議員もご承知のと

おり、当町では、避難生活の要件を満たす小中学校や公民館、保育所など51の公共施設を避難所に指定しております。これらの施設につきましては、災害種別に応じた避難所の表示にさせていただきたいとのご指摘ではありますが、町のほうでは既に災害種別に対応した避難所開設の選別をしており、N T Tと共同で作成しました防災タウンページや、国の国土地理院の地図及び昨年災害協定を締結しましたYahoo!防災アプリ等で、災害種別に応じた避難所を地図つきで閲覧、確認できるようになっておりますので、一度ご確認いただければと思います。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

自分のほうはちょっと最近の情報事情については疎いもので見逃しておりましたけれども。ただ、能登町のホームページにそういう一覧表が平成24年か25年に作成したものがそこにちゃんとありまして、それを見て判断される人もいるかなと思います。そういった面では、その一覧表ももう一度新たにする必要があるんじゃないかなと思いますけれども、それを新しく今自分が言っているように災害種別に応じた指定避難所かどうかを入れてほしいんですけども、それはできますか。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

指定避難所の施設に関するデータにつきましては、議員おっしゃったように2011年指定時のものということで古いものもあることから、本年度、他の避難施設も含めて、現在施設のいろいろな見直しを図っているところでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

では、そのように、またよろしく願いいたします。

2つ目も古い一覧表に記載されていることに関してなんですけれども、指定

避難所の収容人員についてお聞きいたします。

過去、数十年の間、日本では大きな災害が頻繁に起こっております。それでテレビなんかを見ていますと、地域の地区の避難所がいっぱいに入れなくて、駐車場の車に避難されて寝泊まりしているのをテレビで見ることがあります。そういったことも含めて、能登町の指定避難所の一覧表に書いてある各施設の収容人員について、ちょっと疑問がありましたので、お尋ねします。

例えば、松波小学校は440人、松波中学校は854人なのに、石川県立能登高校は4,000人となっております。大きな差があります。小学校や中学校の人数の算定根拠と、石川県立能登高校、多分きんぷらとか、それから松波の技術専門学校もそうなんですけれども、算定根拠が明らかに違うと思いますが、能登町において指定避難所における収容人員の算定根拠はどのようなものか教えてください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、収容人員の算定根拠ということですが、当町では、避難所における1人当たりの収容面積を2平方メートルと設定しておりまして、町内9カ所の小中学校の収容人数に関しましては、各体育館の面積を1人当たりの収容面積2平方メートルで除して算出した人数となっております。

また、県立能登高校の収容人数4,000人という数字につきましては、石川県の所有施設であることから先方より提示された人数で表示しているということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

収容人員と体育施設の面積を見ると、1人当たり2平方メートルなのかなど。畳1畳ぐらいですかね。ただ、防災士会のスキルアップ研修とか行きますと、体育館の避難所として使う場合、やはり中央に大きな道というか、それをつくったりして、1人当たりの人員で割って、その収容人員を算定するのは、これからの時代においては余り現実的じゃないと思います。そこら辺ももちろん考えて、もう少し収容人員は精査すべきだと思います。

もう一つは、県の施設だからといって、指定避難所4,000人と書いてあるのはやっぱりおかしいと思いますし、もちろんもう一つ、のときんぷらも1,000人とか、松波の技術専門学校も1,000人とか、一緒に収容人員として書いてあるのは、やっぱり見てもおかしいかなと思うので、そこら辺の改良も必要かなと思いますので、よろしく願いいたします。

続いての質問に行きます。

6月20日の北陸中日新聞に、今回というか6月18日の津波注意報を受けた能登地方の状況が載っておりました。その記事の中で、能登町は今回の課題として、指定避難所である小中学校の体育館施設での情報収集する手段がなかったことを挙げてありました。私も以前から学校のほうから、学校施設内では屋外の防災スピーカーが聞こえにくいことや、それから職員室に1台しかない告知機だけでは、万が一、職員が誰もいなかったときなど子供たちへの連絡がおくれることなど、現場の不安についてお聞きしたことがあります。

体育館に情報伝達手段があればとの要望は、今のように学校のほうから以前から聞いておりました。それで私も町のほうには何回かお話に行ったことがあります。ただ、そのときよい返事はしていただけなかったんですけども、自分が感じたのは、学校施設であるということで教育委員会とか、防災備品ということで例えば情報のほう、それから避難所ということで危機管理室というふうにいろんな部署が重なり合っていますので、そこら辺のお話とか調整とか、非常に簡単なことではないように感じたもので、それでなかなかいい返事がいただけないのかなと思っておりました。

しかし今回、新聞記事にもありましたように、能登町にとって小中学校の体育館は、学校施設であるとともに各種災害時の指定避難所として大変重要な役目を果たす施設であることが再認識できたように思います。その上で、小中学校の避難施設である体育館に災害情報がわかるように、情報環境整備について町として今後どのように考え対応していくのかをお聞かせください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、議員が冒頭におっしゃったように、ことし6月18日に発生しました山形県沖を震源とした地震では、能登地方に津波注意報が発表され、町では、J-ALERTによる一斉放送の後、告知放送により高台及び安全な場所への避難を呼びかけるとともに、町内18カ所に避難所を開設し、その対応に当たったところであります。

その際、避難所に避難された方、特に年配の方から、現在どのような状況かわからないのでテレビぐらいは設置してほしいとか、体育館は放送が聞こえづらいなどの意見をいただきました。

これを踏まえまして、本年度、柳田、内浦地区の有線テレビネットワーク施設再整備事業におきまして、避難所となる学校の体育館、保育所の遊戯室等に災害時用として音声告知放送、テレビ放送及びW i - F i 接続を含むインターネット接続等ができる基盤を整えることとし、現在その整備を進めているところであります。あわせて、光化整備が完了しております能都地区及び柳田地区の一部においても順次基盤を整えるように進めてまいりたいと思っております。

また、避難者のための情報収集、提供の手段の一つとしてテレビの設置は必要と考えますので、設置場所や保管場所、テレビ本体の購入等について検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

町長のほうから大変ありがたいというか、すばらしいお答えがありましたので、非常に喜んでおります。

ごめんなさいね。笑い事じゃないですけども、本当に学校施設というのはいろんな町民が集う施設でありますし、避難所としても一番機能的にも活躍するところかなと思います。そういうところに情報環境整備は非常に大事だと思いますし、前向きな町長の意見、本当にありがとうございます。

では、最後の質問に移ります。

能登町の津波緊急避難場所としてラブロ恋路の駐車場が指定されております。また、指定避難所としてはホテルのときんぷらが指定されております。実際、今回もホテルのときんぷらには6人の方が避難されました。ラブロもきんぷらも両施設とも高台にあり、しかも夜間においても人がいて避難者の対応ができる施設だと思います。そういった意味では、津波の緊急避難場所としては最適だと思います。

能登町では、このような施設がまだあると思います。例えば、国民宿舎のうしつ荘ややなぎだ荘、そして真脇のポーレポーレなどです。偶然にもこれらの施設を管理する会社の社長は持木町長ですね。これらの施設と提携して、駐車場を緊急避難場所として、できれば、その施設の一部を指定避難所として、ラブロ恋路も含め新たに指定できないでしょうか。お答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、災害対策基本法の改正によりまして、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別されたことから、町では、平成28年度に指定緊急避難場所等の指定基準を定めまして、従来の避難場所等を見直しております。

現在、避難所、一時避難所、広域避難所及び一部の代替避難所で指定基準に満たしている場所、107カ所を指定緊急避難場所として指定しております。また、準広域避難所というのがあるわけなんですけど、家屋の全壊等によりまして居住できない場合の避難生活場所として、51カ所の避難所のうち公共施設である38カ所を指定しているところであります。

今回、町が所有しております観光施設や体験交流施設を緊急避難場所として指定できないかとの提案をいただきました。

これらの施設につきましては、避難者の受け入れの内容やその規模、一般利用者や従業員の対応など、多くの検討課題があるかと思っております。また、避難者を受け入れる際、学校などの一般避難所とホテルや旅館等の宿泊施設の環境では避難者の公平性が保てるかということや、発生した費用負担の調整及び避難が長期化した場合の施設の経済的負担などにも課題があると考えております。

想定される災害の影響とその範囲、公共施設の数や人口の分布などの事情から、公共施設の指定だけでは十分な緊急避難場所を確保することが困難な場合は民間施設などの指定が効果的となることも考えられますので、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

今回、国民宿舎、それをどうして緊急避難場所としてお願いして新たに指定してほしいかというのと、今回の地震による津波注意報、これは夜間に起きました。夜間に起きて、暗闇の中で高台のほうに上がって自分の身を守る。緊急避難場所は、一時的に避難するところです。そういったことで、もし指定避難所としてではなく、あくまでも津波時の自分の命を守るための高台、それも夜間

人がいて、ある程度の対応ができる。そういう施設が国民宿舎かなと思います。

そういった面で、一時的に身を守る津波緊急避難所として登録していただければなど自分のほうは思います。またそこら辺のことを町としても考えてほしいと思いますので、要望しておきます。

最後に、時間も過ぎましたので少し一言だけ。

8月26日の子ども議会で、今回の地震についてのお話も出ておりました。夜間避難したときに街灯が少なく怖い思いをしたので街灯を増設してほしいとか。この件に関しては、私は区長もやっておりますので、街灯のLED化とか増設に関して、地区の区長として、もう一度地域の皆さんとお話をして早急に町のほうにも申請したい。そういうことで、区長としての仕事かなと思う部分もありました。

また、9月7日に防災士スキルアップ研修でAEDの使い方の講習など、その他、土砂災害とかいろんなお話がありました。そのときの質問として、現在AEDが設置されている場所を教えてくださいとの質問、要望がありました。ぜひ、もちろんわかると思うんですけども、AEDの設置場所の一覧表なんかをつくっていただければいいんじゃないかなと思いますし、ホームページでもいいですし、何かまた能登高校でもいいですから、AEDが置いてあるところ、いざというときにどこら辺にAEDが置いてあるのか。それは事前に頭の中に入れておれば救える命があるんじゃないかなと思います。そこら辺、またひとつよろしくお願いします。

AEDの有無なども、一番先に言いましたけれども、指定避難所一覧表を新しくするのでしたら、そこにも避難所の施設にAEDがあるかなしかのそういう1項目があってもいいんじゃないかなと思います。

本当の最後なんですけれども、東日本大震災が起こったのは2011年3月11日でした。実はその前にも何回か大きな地震と津波注意報が出ておりました。東北のほうなんですけれども。そのときは結局は大した津波が来ませんでした。それで3月11日、今回も大丈夫だろうというちょっとした心のすきが3月11日の大津波による被害拡大につながったものと思います。

行政のほうは空振りを恐れず避難情報を発令し、私たちは、いざというときに間に合う自助、共助を主体とした防災訓練を行うことで、これからもしっかりと防災、減災に努めたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、3番 馬場等君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。午後1時から開会いたします。（午後0時19分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）
7番 市濱等君。

7番（市濱等）

久しぶりの一般質問でございます。どうかよろしくお願いたします。
質問の前に一言申し上げます。

令和天皇徳仁陛下、皇后雅子陛下には、令和元年10月22日、即位礼の儀がとり行われ、内外にご宣告を発せられるに当たり、一日本国民として、能登町民として衷心よりお喜びとご祝辞を申し上げます。

また、台風13号、15号による九州地方、関東地方に甚大な被害が出ました。心よりお見舞いを申し上げます。

それでは質問に入らせていただきたいと思います。

まず1番目に、小型無人機、ドローンの活用についてということについて質問をしたいと思います。

現在、ドローンは、さまざまな分野における活用の可能性に着目され、無限な広がりを見せております。なぜだろうかと考えてみました。

1つ目は、ドローンの導入は運用コストが低いということ。2つ目は、その機能が映像撮影やデータ収集、物流など多種多様であること。3つ目は、上空から確認できるため作業効率が高まり、高いところや人が近づきにくい場所で使えば作業員の安全確保にもつながるということです。

皆さんご存じのとおり、平成27年に航空法が改正され、各自治体や民間がドローンを活用しやすい環境となりました。さらに、平成29年度の地方創生拠点整備交付金で近未来技術の活用を促したことから、ドローンを導入する自治体がふえていると聞きます。

少し例を挙げますと、防災面のみならず、千葉県千葉市ではドローンによる宅配サービスの実証実験を繰り返し実施していると聞きます。また、東京都あ

きる野市では野生鳥獣の生息状況や農作物被害などをドローンで調査をしております。佐賀県では養殖ノリの収量アップや品質向上を目的にドローンを活用し実証実験を行っております。

また総務省では、今年の5月、老朽化が進むインフラ施設の保守点検には小型無人機ドローンの活用が有効だとして、自治体に導入を促すため、2019から23年度に本体や関連機器などの経費の半額を特別交付税で支援するといった方針を出しています。

このようなさまざまな分野で活用が期待され、国もその支援策を打ち出しているドローンの導入、運用について、町はどう取り組んでいるのか。まずは本町においてのドローンの利用実態の現状と今後の対応、方針について町長の見解を伺います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは市濱議員の質問に答弁させていただきます。

議員がおっしゃるように、無人航空機ドローンは、高度な制御システムが発達することによりまして、より複雑な運用も可能になったことから、さまざまな用途に応用分野を拡大しており、行政分野での利活用も今後進んでいくと思われまます。

当町における利用実態の現状につきましては、本年度、町の観光プロモーション動画にドローンを活用し、新しい視点から観光情報の発信を予定しております。具体的には、真脇遺跡にあります復元された環状木柱列や、日本百景にも選ばれた九十九湾海中公園を上空からドローン撮影を行う予定でありますが、撮影については、町でドローンを保有していないことから、ドローン操縦者の技能資格を有する事業者に依頼し実施する予定であります。

また、国の事業を活用しまして、今年の7月から8月にかけて、柳田の中斉地区においてドローンを使った農薬散布の実施をしております。

今後の対応方針についてであります。ドローンの活用方法については今後もさまざまな可能性が考えられることから、職員のドローンへの基礎知識の習得は必要と思っておりますが、町がドローンを導入するには、購入後の維持管理や整備点検に加え、安全基準の知識や操縦の技術まで全てを習得する必要性が予測され、現在の限られた職員の中での運用は現実的には難しいと考えております。

以上のことから、ドローンの活用の必要性が生じた場合は、民間企業が保有する知識や技術、安全性をうまく生かし、事業ごとに対応していきたいと考え

ておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

職員のドローンに対する基礎知識の習得は必要だとの認識でございますが、導入については、限られた職員の中での運用は大変厳しい、難しいというふうな判断でございますが、一方で、事業ごとに対応すると前向きな回答もいただきました。

今度は、防災面でのドローン活用に絞ってお聞きしたいと思ひます。

近年、自然災害が頻発する中、災害時のドローン活用が注目されております。熊本地震や北海道胆振東部地震の際にはドローンが活躍したと聞いております。

例えば、災害発生時に現場へ急行し、初動調査で収集した情報を県の災害オペレーション支援システムなどに連動させて、災害状況の調査、把握や行方不明者の捜査、避難者の誘導はもちろん、復旧・復興の際の空撮機能を使った計画立案やインフラ点検など、さまざまな活用方法があると思ひます。また、大雪や土砂災害により孤立した地域に食料や衣料品の支援物資を搬送するといったことも可能になると思ひます。

こうしたさまざまな機能や可能性を持ったドローンでありますので、まずは防災、災害面での活用のために町で導入を検討していただきたいと思ひます。お答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

防災面でのドローンの活用についてであります。機動性の高いドローンは、災害現場における情報収集等に活用できると認識してあります。大規模災害時に救助などの災害対応を円滑に実施するためには、正確な被害状況を迅速に把握することが重要と考えてあります。

そこで、ドローンを活用して、遠隔操作により人や車などが入ることの難しい危険な場所や二次災害の危険が高い現場での調査などには期待が持てると思ひてあります。

一方で、法整備による規制とのバランスが重要であると考えてあります。

先ほどもお話ししましたが、ドローンを利用するに当たっては、操縦者の技能の習得や安全管理などの課題のほか、搬送手段や画像伝送等の課題もあります。このため、町で導入する方向がいいのか、県や他の市町の動向も注視していきたいと思っておりますし、災害時に民間事業者からドローンと操縦者を組み合わせた形で送り込んでいただけるような協定の締結をするということも考えられるのかなと思っております。

まずは、町の総合防災訓練におきましてドローンを活用した被災状況訓練を来年度より実施していきたいと考えております。

今後とも情報収集や先進事例の調査、民間事業者との連携を進め、ドローンの防災面での活用について幅広く検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

国交省は、この5月から運行計画の許可制を取り入れて安全対策に取り組んだと聞きます。大変需要が広まっている状況で、危険度も増しているように思いますが、隣の輪島市では、この秋開催された9月1日ですかね、防災訓練にドローンを使った訓練を実施したと聞きます。また、石川県の各市でも積極的にドローンを研究していると情報が伝わってきます。

能登町には、48キロを超える海岸線もあり、防犯上も、また津波対策にも大変有効だと思います。まずは職員の基礎知識習得にしっかりと取り組んでいただき、できるだけ早急な検討を促して、この質問を終わりたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

第2次総合計画がスタートして4年、町の次の一手はということで質問をさせていただきます。

第2次総合計画がスタートして4年が終わろうとしております。本庁舎、内浦庁舎、柳田庁舎、小木活性化センター、町長肝いりの建設工事はほとんど完了を迎えるというふうな状況になっております。令和2年度以降、町の施設の整備計画、重点施策、指針について、町長の考えを伺いたいと思います。

次に、町が現存施設の老朽化あるいは不要施設の縮小も打ち出しておりますが、どのような施設を対象としているのか、先行き何年をかけて目標を達成したいと計画しているのか、お伺いしたいと思います。

ここまで答弁をお願いいたします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、令和2年度以降の主な施設整備計画ということではありますが、有線テレビネットワークの光ケーブル化、そして新焼却施設などの整備を予定しております。

今後につきましても、第2次総合計画の基本目標であります「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来（あす）へつなぐまちづくり」の達成に向けて、7つの施策の大綱に基づきまして地域の活力あるまちづくりを目指していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げたいと思っております。

また、当町では、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定しております。この計画は、少子・高齢化、人口減少傾向などによりまして公共施設等の利用内容、頻度の変化が予想されることから、本町の今後の公共施設等の最適供給、再配置計画を行うための基本的条件及び方針をまとめたものであります。この計画の将来的な整備方針というのは、令和8年度、2026年度までに建築系の公共施設の延べ床面積を平成28年度の計画当初の面積20万4,188平方メートルより20%削減する数値目標を掲げており、この計画に基づいて進めてまいりたいと考えております。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

ありがとうございます。

縮小計画の話ですが、20%の縮小というふうな目標を立ててやっておいでになるということを今お聞きしました。資料も見せていただきましたが、3町村が合併して、大体同じような施設を皆さん1カ所ずつ今まで旧町村が持っていた。それを2割減少させることで町は今後の町政に不安はないのか。その点を町長にもう一度、再質問ということでお聞かせ願えればと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

20%削減することで100%完璧かと申されれば、それは何とも判断しが

たいんですが、今のところは20%削減というのを目標に今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

ありがとうございます。私から見ると、もう少し削減されたほうが今後の町のためにもいいのかなというふうに感じております。

それでは次の質問に移りたいと思います。

人口流出に歯どめがかからない。先日の子ども議会で中学生が立派な発表をされておりました。何としても人口流出を食い止めたいとの思いが伝わってきて、私は大変感心をいたしました。

この質問の大前提になるのは、まず町の特産品に磨きをかけて、町民がこぞって働ける場所を自力でつくることから始まると思います。とともに、並行してこれから申し上げること検討していただきたいなというふうに思っております。

先ほども漁業関係の成り行きで13番議員がおっしゃっていましたが、そういうことも含めて、できるだけ自立ができるような環境を整えたいというふうに思っております。

働く場所が欲しいとの意見を多く聞きます。工場誘致をしてほしい等々、やはり働ける企業がないと人口は安定しないと考えるのは至極当然だとも思います。町には至るところにあいたスペースがございますが、ここぞと推薦する場所がないように見受けられます。

そこで提案ですが、里山空港近くに10ヘクタールぐらいを確保して企業誘致を考えてみてはどうかなというふうなことをお聞きしたい。初めは2ヘクタールほどで結構だと思いますが、町長のご意見を求めたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

のと空港近辺に土地を求めてということではありますが、何せ奥能登というのは水が非常にないところでありまして。そういった意味では、なかなかそういった工業関係の企業の誘致というのは難しいのかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいなというふうに思っております。

今のところは、そういったところに土地を求めてそういったものを誘致しようという気はありませんので、よろしくをお願いします。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

今の答弁で、先行きちょっと損ねたような思いでございます。

しかし私の考えでは、能越自動車道も完成が間近に迫っております。民間企業の性質上、やはり移動に時間のかからない場所を提供してこそ企業も考えてくれると思うんです。能越自動車道、東海北陸道。東海北陸道は4車線化が進んでいると聞きます。中部圏、静岡、南神奈川が時間的に近くになります。また、三重、和歌山の南海方面も近くになり、企業の誘致にも有利になると考えます。能越道の近くにある市町の条件は同じだと思いますが、やはり造成地の工業団地がある町、市は非常に有利だと思います。

最近よくマスコミなどで伝えられる東南海地震、その後の津波、中部、南海方面の企業は戦々恐々と対策に当たっていると聞きます。その点、北陸は非常に安心な地域ではないかと感じているのは私だけではないと思います。企業にひとつ考えてもらうためにも、誘致できる環境、企業が喜ぶ環境を整えておく必要があると感じます。

隣の輪島市は、空港の間近に用地を構え、誘致に余念がないように見受けられます。先日も空港の真向かいに企業が増設工事をしたところを見受けられ、感心しております。

また、少し話が横へずれるかもしれませんが、議会も能登空港の搭乗率を考慮して東京方面に視察に出ますが、やはり私たちは以前から東海北陸方面と言われるように東海方面の一員としての企業、事業を視察し、研究する必要があると感じます。でき得るならば東海方面の事業視察も考えればと思います。その先に企業の誘致があるように思います。

議会と町が協力し、一丸となって動くと思える成果は見えると思いますが、このことについて町長の意見を求めたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

あらゆる場面で議会の皆さんの協力というのは必要というふうと考えており

ます。町としましては、これまで主に農業分野で4社を誘致しており、これからも水産加工や卸売を含めた1次産業関連企業を中心に積極的な誘致活動を行っていきたく思っておりますし、そのほか当町を訪れる多くの観光客が宿泊していただけるようホテル事業者に対してもPRしていきたくというふうに考えております。

また、29年度に引き続きまして、今年度も立地意向調査を実施しております。前回抽出しなかった事業者1,000社を対象として調査し、その結果を踏まえて誘致情報の提供や意見の聴取を行います。そして石川県人会や金沢能登町会の集まりなどでも引き続き誘致PR活動を行っていきたく思っておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

隣の穴水町が宅地造成をして無償で貸与しておると聞きます。造成工事とともに優遇措置も検討されて同時に進行するように、ぜひ検討いただくことを願って、この質問を終わりたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

町の基幹産業である1次産業の現状はということで質問をさせていただきたいと思います。

旧能都町、内浦町は、この50年、遠洋漁業に大きく恩恵を受けてきました。私が中学卒業時点では、みんな漁師になるのが当たり前の時代でありました。北海道函館、根室、花咲など北方領土近くの勇壮な漁業状況に憧れていた時代、日本の景気も昭和のオリンピック、万国博覧会の開催で空前の景気が続いておりました。中でも小木港は鮭鱒漁業、イカ釣り漁の総水揚げが150億を超えた好景気をつくり出しました。

今、町長は金大との連携により漁業の新たな将来像を求めて取り組んでおられると思います。私は、漁業に対する構造改善の一步が進められているのかなというふうに感じております。しかし近年のように漁獲高が減少し、事業者に明るい将来が見えぬ今日、この次の時代にシフトしていく足元が崩れかけているように感じます。

また近年、東アジア情勢が大変不穏な状況にある中、遠洋へ出かけるイカ漁も安心して操業できない事態になっております。また、考え方、イデオロギーが違い、操業の方法も違う国々が隣国で、なお不安をかき立てている。このことは漁業にとって将来が不安な何物でもないと思います。

以前は100隻以上いたイカ釣り船が廃業の憂き目を見た経営者が多くおられた。しかし現在は10隻余りに減少し、イカのまち小木を辛うじて保っております。そうかと思えば、漁は水ものと言われるように、一昨年の売上高は大変よいものであったように聞いています。

今後、自然のなせるわざでどう変化していくかわかりませんが、水揚げそのものは今後もいい情勢があらわれることは期待できないのではないかと。その上、最近の東アジア情勢は確実に悪化の一途をたどっております。そのことが漁業生産に大きな影響を与え、漁業の先行きに大きな不安を投げかけております。

考えてみますと、昭和40年代に空前の景気を記録してから、日本国政府の方針で、沖どりの鮭鱒漁業の廃止、200海里の制定により日本の中型冷凍イカ釣り船に大きな試練が訪れました。しかし、小木漁協の果敢なフロンティア精神は、ニュージーランド、オーストラリア海域にもイカを求めて船団を組んで出漁しましたが、結果が思うような成果を上げられず打ち切られ、残ったのは船主に重い負債だけが残ったように聞きます。

また、中部太平洋海域に流し網によるイカ漁にも挑戦し、このときにも国の方針か世界情勢の変化か、よい結果が得られないまま操業が打ち切られました。今また遠洋漁業中型イカ釣り船団に大きな試練が降りかかっております。

この大きな不安を取り除くために政府は頑張っておりますが、なかなか私たちが思うほど進展がないように感じます。逆に悪化が進んでいるのではないかなというふうに危惧をしております。

そこで質問に入りますが、沿岸漁業の現状をどう捉えておいでになるのか。中型イカ釣り船の現状はどう把握されているのか伺いたい。漁業者の方が一に備えた環境を整えるべきと思うが、町長の考えをお聞きしたいと思えます。

答弁を求めます。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員の質問に答弁させていただきますが、今期の沿岸漁業におきましては、定置網漁で春先にマイワシが豊漁であったものの、マアジやサバなど、その他の魚種にあつては水揚げが低調であるというふうに伺っております。資源量は環境要因により大きく変動いたしますが、魚種によっても数年ごとに増減の周期があることが確認もされているところでもあります。

また、小型イカ釣り漁におきましては、例年をやや上回る漁獲量で推移しているということでもあります。沖合の中型イカ釣り漁におきましては、漁獲量は

過去最低のペースとなっております。原因としては、産卵場である山陰から東シナ海の水温が上昇し産卵に適さない環境であったことや、日本の排他的経済水域内において外国船による違法な乱獲が影響していると考えられております。

しかし、県の漁業調査船「白山丸」がこの8月に実施した調査によりますと、隠岐諸島沖から大和堆周辺海域においてスルメイカの分布密度が上昇しているとの結果がありました。魚体は小さいものの、沖合への来遊がふえてきたと考えられており、今後の豊漁を期待したいところでもあります。

当町といたしましては、漁協と連携しながら、日本の排他的経済水域を守り、漁業者の安全を確保するよう、引き続き国に強く求めていきたいと考えております。

また、不漁の際に支払われる漁業共済掛金の助成も行っておりますし、ミサイル被害や海賊行為における保険掛金の助成、また漁船や漁業用機械を取得する際の利子の補給、そして今回補正予算に計上させていただきました大和堆漁場保全対策事業による水産庁や海上保安庁へ陳情等に要する経費の助成など、当町の主要な産業である水産業をきめ細かく支援してまいりたいと考えております。

議員の皆様方の知恵も力もおかりしながら、町、町議会、そして漁業関係者が一緒になって漁業者の安心して操業できる環境づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いして、答弁とさせていただきます。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

しっかりした答弁をいただきました。ありがとうございます。

この環境は、以前であれば漁業者、組合関係者に任せておけば解決できた問題だと思いますが、近年は情報化、世界が見える化が進み、問題も複雑化しております。

ここで地方の自治体としても、組合に任せっ放しでなく取り組んでいかなければならない局面だと感じております。例えば水産試験船の先ほどお話しされましたが、白山丸の話でございますが、情報が新聞紙上に踊っております。対馬沖で6、7月は海水温が高く、イカが3、5匹程度しかとれなかったが、8月後半になったら21、7匹ほどとれる。そういうふうな情報が新聞紙上ににぎわしております。状況はよくなるだろう、このような情報が世界中に知れ渡ります。

どこの国の漁師も魚のいる海域へ向かいたいです。私は、水産試験船の情報に対して強い憤りを感じております。狩猟をする人たちは、全てに対して必死で行動していると私は思っているんです。今の日本の報道は、狩猟をする人たちには適していないのではないかなというふうに思います。隅から隅まであからさまです。たった一つの例でございますが、このようなことを我々自治体関係者はできたら指摘をし、改善に向けた努力をしなければならないと思います。こういう情報は、直接漁業者へ伝えるだけで十分だと私は感じております。

また、漁についてもそうですが、衛星写真から見れば日本の漁船はどこにいるか一目瞭然です。私が言うまでもなく研究されていると思いますが、宇宙からの人工衛星でもわからない漁の仕方を研究すべきではないか。

先日も能登高校生は、スマート集魚灯の開発を提案しておいでになりました。こういうことに国の研究機関、地方自治体が協力していける体制を充実させることが必要ではないかと感じております。

このことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、7番 市濱等君の一般質問を終わります。

それでは次に、12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

許可されましたので、ひとつ一般質問を今回は2点行いたいと思います。

質問の趣旨説明の前に、今、何番議員か2人か3名の方が言われましたけれども、マスコミの報道においては防災の問題が一番取り沙汰されている中で、今回、町長も挨拶の前に冒頭に言われましたけれども、九州の災害、それからその後すぐに台風が来まして、そして台風の被害。それに遭われた方々に際して、心よりお見舞い申し上げるとともに早期の復興を願うものであります。

それでは今回、この問題を冒頭に、心の中に早期の解決を、早期の復興を願うとともに、一般質問をしたいと思います。

議長、2点、よろしく申し上げます。

それでは1点目をお願いします。趣旨説明します。

1点目、今年度の新庁舎への移動の準備について、行政は職員の方々、どのような準備をしておられるのかお聞きしたいと思います。それからそのほか、この1点目でございます。答えは1点、その準備体制のお答え。

それと同時に、ここに今、私たちがしゃべっているこの議場も来年の1月よりなくなるわけでございます。新庁舎へ行くわけですね。そういうことで、こ

の庁舎に対してのどのような状況で残していくのかなと思って、いろいろと検討委員会とかそういうものがあることはわかっております。そういう中で、どのように町長は思っておられるのかなと思って、現状をちょっとお伺いしたいと思っております。

その2点をひとつ質問したいと思います、1点目には。答えは2つお願いいたします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、志幸議員の質問に答弁させていただきます。

まず、平成29年より着手いたしました新庁舎建設工事については、皆様のご協力もあり、建物部分につきましては完成をし、今月の2日、無事に引き渡しを受けております。今後は、ネットワーク工事や備品の搬入、外構工事等を年内に完成させて、年明け1月6日の開庁を目指したいと思っております。

その開庁に向けて課題の一つとなるのが、現庁舎から新庁舎への移転作業になろうかと思っております。現段階での移転計画についてご説明させていただきます。

幸いにも工事が順調に進み、余裕を持った移転作業が行えますので、10月の2週目より通常業務に支障のない書類や備品から徐々に搬入いたします。そして年内業務が終了後、年末年始の休暇期間を利用し最後の搬入を行いたいと考えております。また、それと並行してネットワークや各種システムの調整作業を実施し、開庁を迎えたいと思っております。

大規模な移転作業でありますので、いろいろな不具合等が発生することもあるかと思いますが、万全の態勢で移転作業に臨み、開庁時には町民の皆様にご迷惑がかからないよう心がけるとともに、新庁舎移転後、利用しやすくなったなど声が上がるよう努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、新庁舎が完成し移転した後、最後に残る大きな課題というのが現庁舎の跡地の利活用についてだというふうに思っております。現庁舎の跡地の利活用につきましては、平成30年7月に役場跡地利活用検討委員会を設立し、4回にわたり議論を行いました。委員の構成は、地域経済に精通した大学教授を初め、石川県や各種団体、町議会にも委員をお願いし、総勢12名の委員構成でありました。

そして、平成31年3月に答申書をいただきましたが、現庁舎につきまして

は、迅速に除却手続を進めることと答申をいただいております。また、跡地利活用の基本方針として、人々が集まり交流できる場所であること、人々が安心して憩える場所であること、町の振興に資する場所であることとしております。

今後、町としては、迅速な除却手続を進めていくとともに、跡地については検討委員会の基本方針に沿った利活用が決まるよう進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

1点目の問題ですけれども、町長、俺、再質問に書いてあったのと一緒なことを言われたなと思って、私ちょっとふふつと言った。町民の皆さんに、本当によかったなということで、私もメモしておったんですけれども。私も、新しくなったら町民の皆さんがよかったなということを願うような庁舎に評価されれば、これは成功だったなということで思うんですけれども、そういうことを町長は言われたさかいに、よかったなと。一人でも多くの方が、新しくなった、よかったな。俺も年いったけれども、この役場来て、よくなった。前から見れば便利になったしなということで、職員の方々も努力していただきたいと思うようなこととございます。それが私の意見ということで、この質問をしたわけとございます。

そういうことで、2つ目の答えでございますけれども、この庁舎の問題についてですけれども、いろんな庁舎の問題、前回は質問が町議会の方々からありましたけれども、地元の方、宇出津の方々が結構この庁舎の広場とかイベント会場とかということで、能登町のイベント、ましてや皆さんの地方にもあるキリコ祭りの問題、いろいろと使用しております。そういうものも12名の方々が一番基本としている迅速にということで町長が言われたということで、私はやはり最終的に判断するのが執行部であり町長であると、私はそう思います。早急に判断して、来年の祭りぐらいまでにどうするかこうするかというものを判断しなければならんのではないかなと思います。早急に町長の指導力と判断力を願うものでございます。

それでは2点目に移ります。

2点目、これはどのような意味でということで、いろんなことがあります。きょうは私、質問を何しようかなと、9月議会に。予算も少ないし、いろんなものであれやけれども。それから、この2カ月の間に子ども議会というものもありました。子ども議会にも11人の方が、同じような人が3名、私たち議

員の方々と同じような質問が多々あります。毎年毎年、中学生の人たちは未来に向けてよく考えてござるなと思って、私は感心して毎日子ども議会を見ておるわけでございます。

これは忘れもしませんけれども、いつも怒られます、皆さんから。能都町、能都町といったらこれは怒られるんです。私、この場所へ出て、羽咋のほうだったかな、ある教育長のときに私は提示して、そうして次の年から判断力豊かで子ども議会をしたら、能都町の議会も最高になって皆さんと合併したわけでございますので。また合併した折にも、能登町の子ども議会があれして最高だなと。今回は町民の方々、20点の質問事項が町長に向けられたわけです。それも町長が完璧な答えを出しながら。町民の皆さんもいいなと。

私、この中でずっと、時間が結構あるものですからちょっと余分なこともさせていただいて。全協で話し合ったかなんか議長、ちょっと私、町がいいなと。能登町がいいなということも宣伝したいなと。

皆さん、この前、町会議員の方々、私は町を歩いて議会の前に歩くんですけども、余りいい話は聞かれないですよ。将来的にこの町はどうなるやら、建物ばかり、借金ばかりしてと。こういう不安視した答えが結構あるんですよ。

そうすると私は何を提示するかというと、私は余り学校時代も勉強してこなかったもので、余り数字にたけておらんけれども、今回は全協で平成30年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてというものを我々議員に執行部が報告された。この報告書を見て、俺みたいな全然わからん者でも、すごい赤字がない。それから連結比率もない。一番基本にある実質公債費比率が10.5%。これは昨年から見れば良好になっております。それからもう一つ、将来負担比率、こういう建物をつくりますからちょっと数字が上になってきます。これについては、将来負担比率の350まではまだまだほど遠いです。今70.8%です。

そういうことであれですけれども、心配しないで新庁舎、新しいものを能登町に来年3カ所できますけれども、みんな喜んでその施設を使用していくことを町民の皆さんに望むものでも。皆さんで力を合わせれば、借金なんて全然今の借金のうちに入らないわけですので、よろしくまた。

俺、執行部の宣伝でないけれども、こういうものをもらったさかいに今公表します。以上でございます。

それでは、議長、無駄な話でごめんなさい。

2点目に移ります。これも将来に向けての問題でございます。

特に今、海洋プラスチックごみが結構マスコミ、ニュース報道でされております。これは私たち、俺みたいな者はせいぜい生きておって10年だろうと思

うんですけれども、皆さん、自分たちの子供や孫は30年、40年、50年お
ると思います。今この海洋プラスチックごみ、これの世界並びに地元でも取り
沙汰されております。

私はずっと漁師をしていますから、私の船へ来てもらえば、俺は保安庁にも
褒められたことがあるんですけれども、ごみ入れが3つあるんです。燃えない
ごみ、それから燃えるごみ、それからプラスチックのスチールごみ。小さい船
ですが、そういうごみ捨て場があるんです。そういうものを持って沖合からご
みを持って、おかで処理している。

そういう問題について、ひとつお尋ねしたいなと思っております。町はどう
いうような対策を練っているのか。いろんな海岸清掃とかやっております。ひ
とつ答えをいただきたいのが、町のほうは排出抑制に向けた町の取り組みにつ
いてお尋ねしたいなと思っております。それは町長にお答えいただきたいと思
います。

もう1点、漁業者との、組合との町は連携、このごみ問題に連携その等はど
ういうような連携をしてやっているのか、ちょっとお聞きしたいなと。

その2点のお答えをいただきたいと思います。私のほうからも、また一つ言
いたいです。よろしく申し上げます。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、まず初めに、排出抑制に向けた町の取
り組みということではありますが、海洋プラスチックごみの8割以上は、陸で発
生し海に流出したものだということに言われております。特に多いのが使い捨て
のレジ袋、ペットボトルなどのプラスチックごみということになります。これ
らの多くは一般家庭から排出されております。

このプラスチックごみを減らすために、当町では3R活動を推進しておりま
す。広報やホームページ等で広く周知しておりますが、3Rとは、リデュース・
ごみを減らす、リユース・再利用する、リサイクル・再資源化する、この3つの
頭文字の総称であります。

また、野山に不法投棄されたプラスチックごみも河川などを通して海に流れ
込んできています。当町では不法投棄を減らすため、監視員にパトロールを委
託しまして、特に多い場所には防止看板を設置するなどの対策を講じていると
ころでもあります。

次に、漁業者とのごみ問題についての取り組み、連携状況についてでありま

すが、現在、当町では、漁業者等が沖から回収してきた漂流ごみにつきまして、一般廃棄物処理施設で処理可能なものについては受け入れ対応しております。また、毎年、漁業関係者を初めとして多くの方の参加で実施しておりますクリーンビーチや町内会等の清掃活動で集めた漂着ごみの回収対応も行っております。

漁業に携わっておられる方は、この海洋プラスチックごみ問題に対して意識が高いことと思いますが、漁協を通じましてこれからも周知してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様のご理解とご協力もぜひお願いしたいというふうに思っております。

議長（河田信彰）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

町長、英語で言うたさかいわからんけれども、減らす、再利用等、俺書いてあるメモした何やらと言いたったけれども、私は英語はわからんけれども、資源利用、それを利用するとかいろんなことで、うちの議会としても5年計画でごみ問題の施設が変わるといふ、そういうような計画を執行部の方は立てておられますけれども、そういう時代が来たなと思っております。

そういうことで、私質問したのはなぜかという、未来に向けてでございます。子供たちのために。今こうやってテレビで、これだけテレビで公開してやっている世界の問題。それから、いかにごみが海洋へ流れているか。いかに魚に影響があるか。そういうことをあれして、今後は一人一人の理解が必要かなと思っております。

それから、こうやっていろいろなところから調査してみると、うちのクリーンビーチですか、あれはことしも偶然にも参加させて、皆さん一生懸命に1年に一遍かそこらですけれども、みんな町内の方は一生懸命に皆さん、職員の方も一生懸命に出ておられますけれども、県全体とすればだんだん減ってきているわけです。調べてみれば。

そういうことで、一人一人のごみ問題が理解が必要かなと思っ、この質問をさせていただきました。

また12月のときには、何番議員と同じで、私も再度またやるかもしれませんけれども、また調査しながらやっていきたいと思っております。

今回は17分残して終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、12番 志幸松栄君の一般質問を終わります。

それでは次に、2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

昼から3番目ということで、前の志幸議員よりも元気よく質問したいと思います。

質問に入る前に、先日の台風15号や九州北部地方における豪雨など、近年の異常気象現象の影響が大変なこととなっております。被災された方にお見舞い申し上げますとともに、被災された地域が一日も早く復興することを願いまして、質問に入りたいと思います。

のとキリシマツツジの今後の利活用についての具体策はということで、先日、町長以下5名で英国訪問をされたときのことを聞きたいと思います。

初めに、のとキリシマツツジが英国に行くということを少し述べたいと思います。

令和元年11月にのとキリシマツツジが海を渡る。これまでの道のりは、50年余りにさかのぼりますが、のとキリシマツツジで地域活性化を目標としてさまざまな活動を続けてきた柳田盆友会から始まり、今のNPO法人のとキリシマツツジの郷の誕生、たくさんの先人たちが自分の住む地域を思い、築き上げてきたものであり、新潟県立植物園の園長、倉重祐二先生、そして島根大学教授、小林伸雄、両先生の英国での学会の研究発表のおかげで正式に英国の輸出が決まったと言っても過言ではありません。石川県、そして能登町の協力もあり、国内では正式に輸出するのは初めてであると聞いています。

県や町の支援もあって、のとキリシマツツジの知名度、そして能登町全ての知名度を上げなければなりません。英国の現地視察を終えて、この知名度を上げなければならない。よって、町長が今思われているどんなことでもいいので、のとキリシマツツジの今後の利活用について具体策を熱く熱く語っていただきたい。能登町のトップセールスマンとしての夢を語っていただきたく思います。よろしくをお願いします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは堂前議員の質問に答弁させていただきますが、英国訪問を踏まえた、のとキリシマツツジの今後の利活用についてということでありますが、能登町

第2次総合計画では、美しいまちを目指した景観形成の推進のため、主な事業で町花等を活用した景観づくりを掲げております。町花でありますのとキリシマツツジを初め、珠洲道路沿いのサルビアや秋吉地区の菜の花畑、寺分地区のアジサイ等、地域住民の皆さんが花づくりに取り組み、美しいまちづくりを推進していただいております。そのことがそれぞれの観光資源にもなるというふうに考えております。

のとキリシマツツジにつきましては、議員もご存じのとおり奥能登2市2町で魅力発信のためさまざまな取り組みを行っております。平成26年度には、第1回全国キリシマツツジサミットをのと里山空港ターミナルで開催いたしました。また、奥能登ウェルカムプロジェクト推進協議会では、毎年開花期に個人の庭を公開するオープンガーデンを実施しており、今年度は74カ所、そのうち能登町では33カ所で一般公開し、県内外から多くの方々に来町していただいております。

また、猿鬼歩こう走ろう健康大会は、平成26年度から、のとキリシマツツジ開花時期に合わせ実施しております。

また、平成28年度には、能登町が中心となって能登地区4市5町が「能登半島を彩る深紅の花～のとキリシマツツジ古木群～」として、いしかわ歴史遺産の認定を受けました。

当町単独では、観光資源としての利活用を図るべく、柳田植物公園内の一角に平成27年度から29年度の3カ年で、のとキリシマツツジ園を整備いたしました。整備後は、「花の力」プロジェクト実行委員会の会員の皆さんによる園内のボランティアガイドの実施や、県知事、地元県議を招き関係市町とで、いしかわ歴史遺産の認定記念植樹をとり行いました。

また、平成28年度から、のとキリシマツツジレディーを2名選任し、姉妹都市であります千葉県流山市、宮崎県小林市への出向宣伝や、のと里山空港芝生広場で開催されますのとキリシマツツジフェスティバル等に毎年参加し、県内外に幅広く能登町と、そしてのとキリシマツツジの魅力発信に努めております。

今年度は新たな試みとして、金沢駅構内の観光案内所に樹齢100年を超えるのとキリシマツツジの巨大盆栽をNPO法人のとキリシマツツジの郷の協力を得まして4月10日から28日までの19日間展示し、外国人観光客が写真撮影するなど非常に好評であったと聞いております。

側面的な支援といたしましては、のとキリシマツツジに係るさまざまな活動を行っている「花の力」プロジェクト実行委員会へ毎年度、補助金を交付しております。今後は、古木に対しての保全や維持管理などにも努めていただければと思っております。

他市町等との連携につきましては、今後も石川県と奥能登2市2町とその他関係団体での各種取り組みや支援を継続するとともに、さらなる奥能登への誘客を図り、のとキリシマツツジを生かしたにぎわいの創出に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

質問は短いんですけども、町長の答弁が長くて、これからも2市2町のリーダーシップをとって、町の花でもあり、のとキリシマツツジの郷の本拠地でもあるので、まだまだ支援していただきたいと思います。

次に、インバウンドによる当町の対応についてであります。

今月開幕するラグビーワールドカップ、来年の東京オリンピックを機に、海外からの旅行客を、いわゆるインバウンドを取り込もうと全国各地の自治体や広域圏で取り組みが進められております。

昨年の石川県の外国人観光客は58万人、宿泊は97万4,000泊であり、さらに拡大を図ろうと県も力を入れております。私たちの住む能登町も、お盆にはぼつぼつと外国人が目立ってきたような気がしました。

私が質問したいことは、外国人が当町を観光で訪れることについて聞きたいのであります。インバウンドを成功させるには、2つのことが必要であると言われております。看板表示と足であります。道の駅桜峠でも今春トイレ改修が行われ、看板表示も英語、中国語、韓国語にわかりやすく表示してあります。植物公園も洋式トイレの改修が進んでいますが、これからも当町のトイレ施設を洋式トイレに改修し、身障者の方にも優しいトイレも同じく整備し、看板表示を整備すべきではないでしょうか。

私の住む上町地区の珠洲道路沿いの天坂バス停待合所には、立派なトイレが設置されているが、表示がないため近隣の店舗に借りにいくような状態でした。日本人及び外国人にもわかりやすいトイレ看板表示をするためにも、県の表示に準ずる看板にしてはいかがでしょうか。近い将来、公社や民間の宿泊施設、個人店舗にも先ほど述べた3カ国語の表示は大事になってくるのではないのでしょうか。

町長のお考えをお願いします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、インバウンドによる当町の対応についてであります。当町における訪日外国人旅行者の状況について、まずお話しさせていただきますと思います。

過去3カ年の外国人宿泊数は、平成27年が1,589人、平成28年が1,838人、そして平成29年が2,006人と、ここ2年間では約1.26倍に増加しております。また国別では、欧州、中国、東南アジア、台湾の順となっております。

町では、昨年度策定いたしました観光マスタープランに示しているように、外国人宿泊者数3,000人とする目標値を達成するため、英語、中国語、韓国語の多言語観光パンフレットを作成して金沢駅や観光施設等に設置、配布しております。また、インターネットを利用した観光情報の発信や、商談会を通じての旅行会社へのPRなどに積極的に取り組んでいるところでもあります。

しかしながら、堂前議員がおっしゃるとおり、公衆トイレの洋式化やサイン表示など、来町された訪日外国人に対する配慮がまだ足りないと感じているのも事実であります。

そこで、公衆トイレの洋式化を初め、トイレ表示やトイレの適切な使用方法を理解してもらうように、イラスト中心の多言語化された啓発ステッカーを順次制作していきたいと考えております。ステッカーは、トイレだけでなく町内の宿泊施設や店舗にも配布いたしまして、外国人観光客にご理解いただけるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

町長の前向きな答弁をいただきましたので、自分のあと要望することも少し話しながら次の質問に行きたいと思っております。

県の里山振興室が作成した冊子は、外国人向けのものです。能登の観光地が取り上げられていますが、大変ありがたいことですが、受け手の能登地域では誘客についてほとんど各事業者任せで、全体の取り組みにはなり切れていません。他県では、DMO、広域観光マーケティング組織というのをつくり、目覚ましい成果を上げていると聞いています。点在する観光地と観光施設をつなぐと行政区画を越えることとなりますが、広域で戦略を立てると日帰りが1泊になり、

1泊が2泊になるような効果も期待できると思います。

ちなみに、すずなりは、珠洲市の観光戦略を一元に担っていますが、宿泊施設を持っていません。一方、能登町の公社は、複数の宿泊施設を持ちながら運営は個別、おおむね収支のバランスがとれているようですが、施設の改装、改築などを考慮すると収支均衡以上が期待されるので、一層の誘客が必要となります。能登町が能登全域の観光誘客戦略づくりにリーダーシップを発揮することを願うものであります。

次に、3番の宮田議員の提案のイングリッシュガーデン及び日本庭園の実現に向けてであります。

7月の議会の派遣報告にも言われた宮田議員の夢の構想でもある英国のロスチャイルド家との交流を機会に能登町にイングリッシュガーデンをつくることについて、宮田議員の構想を夢で終わらせずに少しずつ実現することは、のとキリシマツツジの宣伝という以上に一つの事業が多方面に広がっていくことの実証にもなるので、ぜひとも実現してほしいと思います。町内の造園業者は採算を度外視して参画する意思があります。ほかの市町の事業者も加えて取りかかるようにすれば、少ない費用で実現できそうです。町が主導すれば動き出す状況にあることをまずご承知願いたい。

そして、英国訪問時にずっと付き添いしていただいた英国在住の国際栽培品種登録機関アドバイザーの女性も宮田議員の提案と一緒に汗をかきたいと言われているそうです。

英国訪問団の団長でもある町長は、実現に向けてどう考えているのか、最後、お聞かせ願いたいです。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、先般、6月29日から7月4日にかけて、NPO法人のとキリシマツツジの郷の代表者や宮田議員とともに、のとキリシマツツジを寄贈予定である庭園等を視察してまいりました。宮田議員がイギリス訪問中に見た夢を語られたのは、ロスチャイルド家での晩さん会でのことでした。あの晩のことは私もよく覚えております。

その内容はといいますと、ロスチャイルド家が所有する巨大庭園であるエクスペリーガーデンの中に日本庭園ができたというもの。そして、柳田植物公園の一角にシャーロット、もしくはロスチャイルドという名の入ったガーデンができたというものであります。

8月1日に発行されました「能登町議会だより」でも紹介されていますが、本当にそうならば大変素晴らしいことだというふうに思います。そのために行政としてどこまでできるのか、NPOの皆さんとどんな形で連携していけるのかなど、今後、関係課を通じまして協議を進めていきたいと考えております。

また、柳田植物公園内にイングリッシュガーデンを造成することになったときには、町内の造園業者の皆さんが全面的に協力をしていただけるとのお話、大変ありがたく思っております。町の振興に対する皆さんの熱い思いも強く感じました。堂前議員が言われたとおり、話題性があり、国内外からの交流人口拡大にもつながることが期待できると思っております。

一方、ロスチャイルド家のエクスペリーガーデンの中に日本庭園をつくる件に関しましては、こちらの思いだけで実現するものでもありませんので、これからはNPOの皆さんが中心となりロスチャイルド家と協議を続けていっていただきたいというふうに思っております。

昨年、能登町へ見えられたロスチャイルド家の一員でありますシャーロットさんは、来年5月に金沢市で開催されますいしかわ・金沢風と緑の楽都音楽祭に出演するというふうに伺っております。その折にはぜひ能登町まで足を延ばしてもらい、真っ赤に咲き誇るのとキリシマツツジをお見せしたいとも思っております。

NPOの皆さんのご努力によって実を結んだロスチャイルド家とのつながりは、町としても大事なものであり、その関係がさらに発展していくことを願って、答弁とさせていただきますと思います。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

最後の町長の前向きな答弁だったので、今回の質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、2番 堂前利昭君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩します。2時半から開会いたします。(午後2時16分)

再 開

議長(河田信彰)

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後2時30分再開)

14番 鍛冶谷眞一君。

14番(鍛冶谷眞一)

一昨日の9月9日は99で救急の日だそうです。私は6年ちょっと前に循環器系の病を発症し救急車で運ばれ、緊急手術をして一命をとりとめました。また、家内も3年ほど前に重篤な病を得て救急車で走り、緊急手術を施して今は何とか健康に生きております。健康こそ全てと思い、朝、自分が息していることをうれしく思って、健康に感謝しながら一日のスタートを切っております。

さて、質問に入らねばなりません。

急激に高齢化が進む我が町、能登町、そして、この能登地域において誰一人として病気になることを喜ぶ者はいませんが、残念ながら病気、病を得て診療、通院、入院、こういうことが余儀なくされて苦しんでいる方も高齢化同様多いと認識いたしております。

そんな病にかかった方は、初期診療としてよくなれ親しんだ、また負担も少ない地元の病院を受診するわけですが、病気、病状によっては、より精密な検査を必要として、また担当医師の計らいで紹介状を書いてもらい、七尾や金沢の病院へ行かざるを得ない。そんな場合もまた多いと思います。

私は、こんな現状を踏まえ、2018年1月、昨年ですね、新装なってフル診療を開始された石川県立中央病院の利用について、何とかいいアクセスができないか、そんな思いでこの質問席に立っております。

現在、県立中央病院に行くには、自家用車かタクシー、これで行けば真つすぐ病院の前に行くんですが、特急バスで行くと県庁前のバス停でおりてから歩かねばなりません。私も今年の夏にどんなものかなと思って歩いてみました。ちょうど駐車場の工事中でありましたが、殊のほか暑い日でもなかったように思うんですが、遮るものもなく、じりじりと焼きついて、これは大変だなというふうに思いました。

ましてや診療もしくは入院、通院を終えて帰りには、あの広い県庁前の道路を横断して県庁前のバス停まで行かねばなりません。これは患者のみならず付き添いの家族にとっても大変なご負担だと思います。皆が皆、自家用車やタクシーで行けるわけではありません。たとえ自家用車を持っていても、病気や年

齢のこともあってそれを使うことができない。バスで行くことは重要な移動手段だと思います。

そこで、現在運行している特急バスが内灘の金沢医科大学病院前へ立ち寄って市内へ入る。県立中央病院へも県庁前ではなく、そこからもう少し入った病院の前のバス停に立ち寄っていくという、そういう路線にならないか。要望活動を提案したいと思います。

本来ならば、こういう活動は奥能登2市2町で一緒になって活動すべきかもしれませんが、その先陣を切って能登町が、町長が、議長が、議員が動くことにも大きな意義があると思います。町長の思いを尋ねたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、鍛冶谷議員の質問に答弁させていただきます。

議員がおっしゃるとおり、県立中央病院が移設されたことに伴いまして、県庁前バス停との距離がおよそ200メートル延びました。病院移設前に比べ利用者の方に係る負担が増えたことは、私も承知しているところでもあります。

町としましては、住民の方の利便性向上と利用者負担の軽減を図る上で、県立中央病院のバス停に対しまして、バス事業者に強く働きかけていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

大変強い意気込みをもらったつもりでおります。

次は2点目の質問に入りたいと思います。

先ほど12番の志幸議員の質問にも町長は答えておられました。ネットワークの構築とか備品の購入とか、これから先進めていきますよということでしたが、改めて私はこれを質問として上げたいと思っています。

能登町では、合併前の3町村からさかのぼってもかつてない空前の公共建物の建築ラッシュが続き、今、大詰めを迎えております。工事看板を確認しますと、どの工事もおおむね今月中に完了という見込みになっております。先ほどの町長の話もそういうふうになりました。

そこで、この後、内装工事を仕上げ、事務機器を配置し、来年の1月からの

本格的な始動、稼働となるわけですが、この事務機器の購入はどの程度の規模なのか。金額にしてどのくらいなのか教えてください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

新庁舎及び柳田、内浦両総合支所完成に伴う備品購入費を令和元年度当初予算に新庁舎で1億653万1,000円、両総合支所で2,000万円予算計上しております。備品購入の主なものといたしましては、職員の事務机、事務椅子、キャビネット、大集会場などの机や椅子などでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

今のお答えでは、トータルで1億2,653万1,000円の予算計上で臨んでおいでるようですね。ただ、3月に私どもに配付された当初予算の予算書には、その細目までは書いてないんですが、統合庁舎で1億1,099万2,000円、柳田総合支所で2,333万3,000円、内浦総合支所で1,400万と計上されて、トータル1億4,832万5,000円となります。この差額が2,174万4,000円になりますか。これは事務機器以外の備品整備の予算や、もしくは関連施設の予算、そして担当が節約して節約して対応する努力分というふうに考えてよろしいでしょうか。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

先ほどの説明で申し上げた予算額につきましては、新庁舎及び両総合支所移転後、業務上必要な備品を購入するための予算額で、予算書とは一致いたしておりません。具体的に申し上げますと、当初予算書には新庁舎についてはホールのステージどんちよう購入費用が含まれておりますし、総合支所については

今年度初めに改修が完了しました柳田公民館の備品購入費が含まれているということでもあります。

わかりやすく、それらの予算額を引いた額を新庁舎及び両総合支所の備品購入費予算額として説明したものでありますので、ご理解いただきたいと思ます。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

よくわかりました。どんちょう等は、なかなか一回買ったら一生涯のものですから、ちゃんとしたものが入ればいいなというふうに思います。

では次に、事務機器の中には、かつてB5判、少し小さなサイズが書類の標準ということになっておりましたが、今は世界的にA4判、B5よりもう少し大きいサイズ、世界ではBからAへというような言い方をしていますが、当然のことながら書類をおさめる書庫やキャビネット等の機器もこれを機会にサイズアップしなければならない。すべきだと思います。そのほかさまざまな理由で、これからも使えるもの、使えないものがあると思うんですが、これに関して、使えないものは棄却、捨てる、それから競売、こういうことになるかと思ますが、これをどのように進めるのかお答え願いたいと思ます。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

新庁舎及び両総合支所移転に伴います備品については、できるだけ再利用ができないか、昨年度全ての備品について再利用可能か傷みぐあいなどを中心に調査をいたしました。その結果を踏まえまして、新規購入、再利用、棄却処分するものを決定しております。

再利用できるものにつきましては、新庁舎だけでなく出先の公共機関等にも声がけをし、できるだけ再利用をしたいと考えておりますが、それでも使用会なくなる備品が出てくるというふうに思ます。そのような備品につきましては、町民を対象としたオークションなどで処分できないかということも考えておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

一つの質問事項に対して3回までとなっておりますので、厳守をよろしくお願いいたします。これが最後にしてください。

14番（鍛冶谷眞一）

まずは再利用ということで、大変いい考え方だと思います。先ほど志幸議員にもおっしゃっていましたがリユースですね。実はリサイクルよりもリユースを優先すべき。リデュース、再生産等のつくることよりも何よりも、とにかく防衛する。それはリユースだというふうに私も聞いておりますので、大変正しいと思っています。

さて、競売といった……。さっき町長、何とおっしゃったかね。うまいことおっしゃったな。——オークション。いい言葉やね。私はついつい昔の話で競売といいますけれども、オークションですね。

オークションについては、来年1月に稼働を開始したら、また必要なものが出てきたり、もっと要らないものが出てきたりということがあろうかと思えます。どうかある程度目鼻がついてから、先ほど町長の答弁の中に、町民の方を対象にという言葉、文言が入っておりました。聞いていて。まずは町民の皆さんを対象に公平に公正に「広報のと」等を通じてオークションをするような形がいいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、今回のこの質問は、実は特に消費税の8%の間にいろいろ進めてほしいというふうに思っておったんですが、最後に、備品の購入は8%のときに買うのか10%になってから買うのか、お尋ねしたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、先ほどより説明しております備品につきましては、消費税増税前に納品できるよう既に大半を発注済みであります。時期的に増税後に発注せざるを得ないものもありますが、経費を縮小するため増税前に発注できるものは発注しているところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

駆け込み需要が大変多いと思います。駆け込み需要は高額なもの、消費期限のないもの、どうであれ買わなければいけないものというように大別されるそうです。

7月にちょっと私は消費税について嫌な思いをしました。でも、きょうの答弁で大変すっきりしました。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、14番 鍛冶谷眞一君の一般質問を終わります。

それでは次に、11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

大相撲はまだ千秋楽ではありませんけれども、きょうの一般質問は私で千秋楽のような気がします。

それでは通告に従って質問したいと思います。

まず第1の質問ですけれども、これは断っておきますが、宇出津総合病院の職員を非難しようという、そういう気持ちで質問するものではありません。皆さんもご存じのとおり、いろいろと合併前から宇出津総合病院に対しては陰に陽にいろいろなうわさを聞いているかと思います。

そこで今回は、特に看護師のほうの質問を私はさせていただきます。

大変私的なことで申しわけありませんけれども、私の家内も看護師を務めております。そういう意味で、看護師の職務の重要性、つらさというものは私もある程度熟知しているつもりでございます。

皆さんもご承知のとおり、看護職というのは、ちょっと私も調べてまいりました。看護職というのは、人の心に触れ、寄り添い、力になる。その中において、看護職とは保健師、助産婦、そして看護師、准看護師です。

その中において、保健師は地域生活の安全と健康をサポートする、そういう役目を持っております。詳しく言いますと、地域に住む赤ちゃんからお年寄りまでのその地域で生活している人たちの保健保持、増進に向けた支援を行い、予防や衛生等の活動を行う仕事です。健康な人も病気を持っている人も全ての人を対象にしているのが保健師であります。

次に助産師でございます。命の誕生を助け、女性の生涯に寄り添い力になる。これが大きな助産師の目的というか役目であります。妊娠から出産までの援助を行い、出産時には分娩を介助し、新生児などのケアも行う仕事です。思春期、

更年期など女性の健康全般を支えるとともに、重要な仕事です。助産師は助産院を開業することもできます。

次ですけれども、看護師ですね。これは主な役目は患者さんの痛みや苦しみに寄り添い、励まし援助をする。そこで治療を受けながら生活する患者さんの援助を行うのが主な仕事です。医療チームの一員として専門的な知識、技術に基づいて患者さんのケアの診療の介助をします。患者さんと接する機会が多く、患者さんの体と心の両面をサポートし、他職種との連携を図り、患者さんにとってよりよい治療環境をつくり、また臨床実験後には認定看護師、専門看護師などのスペシャリストを目指すこともできるとあります。

最後に准看護師ですけれども、看護師をサポートし、患者さんを援助する。病気やけがで入院している人の治療のケア、医師の診療の介助をします。准看護師も業務内容としては看護師と同じように患者さんのケアを行いますが、看護師と違い、准看護師は医師、歯医者等を含め、看護師の指示を受けて業務を行います。准看護師の仕事をしてながら看護師を目指せるとあります。

そこで私は長々と冒頭申しましたけれども、私の言ったことでどう町長は考えているか知りませんが、町長ご自身は看護師という仕事をどう捉えているか、ひとつご答弁をいただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは向峠議員の質問に答弁させていただきますが、看護師だけではなく、病院職員全体にも言えることではありますが、一人一人の患者と向き合い、求められていることを想像し、一歩先に行く対応ができるかどうか。さらには、相手の気持ちに寄り添い、傾聴し、理解して行動することが業務に大変重要なことだと思っております。

また、特に看護師は、患者に一番近い存在として医師や他の職種とのかけ橋になる存在だというふうに認識しております。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

町長が述べられたとおり、看護師というのはいろんな角度から患者さんに接していかなければならないと考えています。看護師は、ほかの職種以上に病気

のこと、検査のこと、心理学的なこと、また専門看護を勉強しなければいけないのに、現状で満足している人もおいでるかなと、そう思います。

そこで、2番目の質問ですけれども、先ほど冒頭に申したとおり、看護師という仕事は大変厳しい職種であります。そのゆえかもしれませんけれども、現在までに病院の看護体制の中でいろんな声を聞いておいでると思います。恐らく町長も幾つか耳に入っているかと思えますけれども、私もいろんなことを聞いています。

だけど大変厳しい面から言えば、余り向上的というかプラス的な話は、私は余り聞いたことがありません。だけど現在、町長の耳にしている患者さんの声をどう理解しているか、ひとつご答弁いただきたいと思えます。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

患者さんの声をどう理解しているかということではありますが、患者さんからのご意見に対しましては、真摯に受けとめなければならないというふうを考えております。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

余りにも答弁がさらりとしているので。確かに真摯に受けとめて対処しなければならないんですけれども、私は、能登町の宇出津総合病院以外の病院からの看護師の声を聞くんですよ。もちろん固有名詞は挙げませんが。能登町の看護師、能登町の病院は緩いと。私は初め、緩いという意味はどういう意味なのかなと思って、その人に聞いてみました。緩いというのは、要するに仕事に真剣みがないという、そういう意味にとってもらっても結構ですと。そういう答えでした。そうか、こっちで地元の方で言えば、ひゃだるいとか、真剣みがないというのはそういう意味と一緒にかなと、私はそう思いました。

中でも、冒頭に私は非難するつもりはないと言いましたけれども、私も母親も親戚の人も、私ももちろん入院の経験あります。だけど、その中において、私の母親も2回目のときに、私のことをいつも茂人と言っているから、茂人、悪いけど宇出津だけはやってくれるなど。そういう声を聞いたけれども。私もちょうど合併して間もない、議会の末席を汚している議員の一人として、議員

の家族がほかの病院へ行くということはよくないなと思って、私は無理やり母親を入れたわけです。案の定、大変なパニック状態で、私と家内が毎日交代交代で付き添ったわけですがけれども。

それともう一回、私の親戚で入院していた。大変重症なのでナースセンターの廊下を挟んで前にいました。ちょうど私と家内と見舞いに行ったときに、点滴か何か管あったのを全部外して部屋をうろうろとしている。私は啞然として、これは大変だなと思ってナースセンターに言ったら、「あらあら何てことしたがや、父ちゃんどうした」、そういう言い方。だけど、ナースセンターの横に病室を設けるといことは、一番病院の中でも注目せんらんようなそういう患者さんだと、私はそう素人ながら思ったので、そこでもまた啞然としたわけです。

そういうことから、こういう話を多々聞くので、先ほど町長は町民の声をどう真摯に、どういう声に対してどうお考えですかと言ったけれども、ただ真摯に聞いて対応するという。それ以上のことは答弁はできないかもわかりませんが、もう少し私としては違った答弁を求めていたわけでございます。

実際に口コミって皆さん知っていますね。口コミは最強のマーケティングとよく言われるが、口コミをする要因は、当たり前前のサービスに遭遇したときではなく、期待を大きく上回ったサービスに遭遇したときの感動があったかどうかであると。それが口コミの、この病院はよかった、こういうサービスをしたといい方向に行くんですけれども、悲しいかな能登町は反対の口コミですね。悪いうわさがどんどん広がる。

だから、大変僭越ですけれども、こういうことを言うのもちょっとつらいですけれども、ほかの病院へやってくれ、宇出津だけ行きたくない、という声が合併前から、いまだに先ほども申したとおり聞いています。

そういうことがなぜ起こるか。なぜそういうことになるか。これは次の質問のほうに入るんですけれども、こういう現状の蔓延した体質を今後どういう意識改革をすればいいか。また、するとすればどういう考え、どういう方法があるか。町長は何かお考えですか。あったらご答弁いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほどの答弁で向峠議員から批判がありましたが、町長はどう受けとめているかという質問だったので、真摯に受けとめると答えただけです。その受けとめ、どう対応しているかという質問でしたら対応も答えさせていただきますので、質問をちゃんとしてください。

それでは、今のご質問に答弁させていただきます。

宇出津総合病院の基本理念というのは「笑顔で心のこもった医療サービスの提供」ということであります。それをもとに、3つの指針であります「地域住民の人々に信頼される病院を目指します」「よりよい接遇と思いやりのある病院を目指します」「質の高い医療を提供できる病院を目指します」を念頭に日々業務を行っております。

なお、宇出津総合病院では職員向けの接遇研修を年に1回開催しております。それから石川県や石川県看護協会の主催するさまざまな研修会にも職員を多数参加させております。主なものとしましては臨床倫理研修が挙げられますが、これは事例検討を通して医療現場で大切にしなければならないこと、そしてその対応でよかったことなどを振り返り、看護に対する新たな意識づけを学んでいるということでもあります。

また、宇出津総合病院は公立病院ですので、看護師の前に公務員であるということを感じてもらうため、一般行政職の職員とともに初任者研修等を受講させております。そして、宇出津総合病院でも新人職員に対して、勤務初日から職員の心構えとして、地方公務員法第30条「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」ということを説明しております。

今後も一人一人の職員が公務員であることを再認識するため、サービスや接遇等についての研修会に積極的に参加させたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

町長は公務員法の第30条まで触れましたけれども、確かにいろいろなセミナー、講習等を受けるのも一つの意識改革に対する方法かなと、私もそう思いますけれども、意識改革というのは、一人一人が成長したい、自分を変えたい、職場を盛り上げたい、みずからを成長させる意識を持つことが大事かなと思います。また、意識改革は強制すればなされるものではなく、全員が対象で、一人一人がみずからの思考や行動を変えていかなければならないと思います。また、意識改革はルールに従う意識を持たせることではありません。守られていない規則を守らせることは意識改革とはならないのです。対象となるのは、看護師から自発的に湧いてくる意識が私は大事かと思います。みずから考えて働くことが本当の意識改革と、私はそう理解しております。

意識改革となると、次の質問にも類似したような質問になりますけれども、今、一通り読み上げましたけれども、これは一朝一夕になるわけでもありません。やはり日々の一人一人の職員の積み重ねが職場を変えていくんじゃないかと思しますので、まず私はよく一般質問で申しますけれども、生意気なことを。人間というのは潜在能力、すなわち自分が思ったとおりの人間になるということです。だから私は、看護師さんたちも自発的にそういう意識を持つことが変わるのではないかと思います。

まず、職場を変えようと思って大きなスローガンを挙げてもだめなので、全体を変えるときは一人一人が変わらなければ私は変わるものでないと思います。

看護のことはよくわかりませんが、とにかく先ほど2番議員の一般質問にもありましたインバウンドでいろいろな国から能登町を訪れるとなれば、中には宇出津総合病院を利用するようなどきもあるかと思えます。そういうときには、やはりしっかりと国際感覚を持った職員の対応でなければならないと私は考えますので、さらなる町長の職場意識高揚のための努力をお願いしたいと思います。

それでは次の質問に行きます。

ことしの4月から役場庁内においてはサービス・接遇リーダー制を設けました。これもいつも私以外の議員も何人か取り上げた実績もあります。だけど、やはりいまだに、全員とは申しません。やはりいかなものかなと、そういう職員も私はいまだに目につきます。

このサービス・接遇リーダー制を設けた現在までの効果が如実にあらわれているか否かをひとつ町長、ご答弁いただきたいと思えます。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、当町では、第2次能登町人材育成基本方針にのっとりまして、目指すべき職員像を定め、住民福祉の向上のため日々研さんに努めているところであります。今年度においては、さらに研修の機会を増やしておりますし、また新たに発令しましたサービス・接遇リーダーについても、この5月にCS・接遇リーダー研修を実施いたしております。CSというのは、顧客満足、住民満足のことであります。全ての職員がサービスを提供する担い手として町民に満足を提供する、満足を感じてもらえるようにするため、中心となるリーダーを育成し、各所属部署においても他の職員に指導できるようにしているところであります。町民との応対において、まだまだ未熟な職員

もいるかと思いますが、このサービス・待遇リーダーを中心に少しずつ改善を図っているところでもあります。

また、あわせて人事評価の見直しを今年度行いました。これまでの業績評価と能力評価に加え、評価項目といたしまして、積極性、責任感、規律性、協調性などを評価いたします態度評価を新たに加えまして、第1次評価者が評価するのに当たりサービス・待遇リーダーの意見を求めることができるものとしており、職員の待遇に対する意識の向上も同時に図っているところでもあります。

今後もサービス・待遇リーダーを中心に、サービス規程の遵守や接客、待遇の指導を徹底して、よりよい住民サービスを提供できる職員の育成に取り組んでいきたいと思っておりますし、また私も時間を見て現場の状況をこれからも確認していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

今、町長は時間があつたら、機会があつたら回ってみたいと、そういうご答弁をいただきましたけれども、私はもっと前から、新聞で町長は庁内執務となっています。その中においても、町長職の仕事はあるかもしれませんが、今はまだ総合支所ですけども、今度、総合庁舎になっていますけれども、アポなしで回るのも一つ効果があるのではないかなと。町長が来るさげほんならと態度を改めるといふ、そういう子供じみたことは大変悲しいですけども、危機感を持って、たとえいつ回ってくるかわからんさげちゃんとならんといふ、そういう幼い意識でも持っていたいただければまだいいんですが、時々アポなしで回るのも一つの方法かなと思っております。

それと、これも先ほどの2番議員の質問の中のインバウンドですけども、能登町も新庁舎になると、今でさえ町民の目が厳しい方向から向いているのも事実です。そしてまた、インバウンド効果で、また町外、県外の自治体の職員やいろんな人が能登町の役場へ訪れると私は思います。そうした中において、せめて新しい建物に見合った中身の雰囲気づくりで前進するべきかなと思っております。

よく言葉に、仏つくって魂入れずじゃないですけども、新庁舎を境に能登町が180度変わるよう、なお一層の町長も議会も町民福祉の向上に邁進しなければならんと考えております。

町長、新庁舎、来年1月6日からですか、移行します。その新しい庁舎に向けて、サービス、待遇という意味からもして、町長の新しい庁舎でのかじ取りの意

気込みをお聞かせいただきたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず現場の回りですが、年度始めにはアポイントをとって回っています。それ以外はアポなしで回っていますので、ご理解いただきたいと思います。

そして新庁舎に関しましての接遇とかに対しても効果というものは、やはり町及び職員が提供したサービスや応対について、町民の方がいかに満足を感じてもらえるかということが大事だと思っております。

そのために、新庁舎に移転後より新庁舎、各支所におきまして窓口サービスアンケートを設置いたしまして、町民のご意見、ご要望をいただきながら一層の接遇向上につなげていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

先ほどから、また前々から質問を何度も同じことを繰り返してきましたけれども、やはり何度も申しますけれども、これが令和元年の、そして来年度の新庁舎の新しい仕事初めは令和2年ですけれども、まだ元年の年度内ですけれども、これを機会に、繰り返しになりますけれども、執行部、議会、町民が一丸となって、マスコミでいろいろ報道されている少子・高齢化に向けた限界集落という全く耳ざわりな言葉まであちこち飛び回っています。

そういうことのないように、ひとつこれを契機に一丸となって新しいまちづくりに邁進していこうではありませんか。

終わります。

議長（河田信彰）

以上で、11番 向峠茂人君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたので、あす9月12日を休会したいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (河田信彰)

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長 (河田信彰)

追加日程第1「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

あす9月12日を休会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (河田信彰)

異議なしと認めます。

したがって、あす9月12日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月13日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長 (河田信彰)

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 (午後3時22分)

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（河田信彰）

ただいまの出席議員数は、14人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議案第58号～議案第92号

議長（河田信彰）

日程第一、議案第58号「令和元年度能登町一般会計補正予算（第2号）」から、日程第34、議案第92号「奥能登広域圏事務組合理約の一部変更について」までの34件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査を、お願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（河田信彰）

総務産業建設常任委員会委員長 國盛孝昭君。

総務産業建設常任委員長（國盛孝昭）

おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第58号 令和元年度能登町一般会計補正予算（第2号）歳入及び所管歳出

議案第62号 能登町公告式条例の一部を改正する条例について

議案第63号 職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第64号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条

例について

議案第66号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第67号 能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

議案第69号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

議案第71号 能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について

議案第72号 能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第73号 能登町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第75号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 能登町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第88号 町道路線の認定について

議案第89号 町道路線の変更について

議案第90号 字の区域及び名称の変更について

議案第91号 字の区域及び名称の変更について

議案第92号 奥能登広域圏事務組合規約の一部変更について

以上21件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（河田信彰）

次に、教育厚生常任委員会委員長 田端雄市君。

教育厚生常任委員長（田端雄市）

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第58号 令和元年度能登町一般会計補正予算（第2号）所管歳出

議案第59号 令和元年度能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 令和元年度能登町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 令和元年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）

議案第77号 能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第78号 能登町立公民館条例の一部を改正する条例について
議案第79号 能登町立図書館条例の一部を改正する条例について
議案第80号 能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第81号 能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第82号 能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第83号 能登町障害者支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議案第84号 能登町こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議案第86号 町有財産（建物）の無償譲渡について
議案第87号 町有財産（建物）の無償譲渡について
以上14件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上をもって報告を終わります。

議長（河田信彰）

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（河田信彰）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討 論

議長（河田信彰）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（河田信彰）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（河田信彰）

これから、採決を行います。
お諮りします。
議案第58号「令和元年度 能登町一般会計補正予算（第2号）」、
議案第59号「令和元年度 能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、
議案第60号「令和元年度 能登町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、
議案第61号「令和元年度 能登町病院事業会計補正予算（第1号）」、
の以上4件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございました。
起立全員であります。
したがって、議案第58号から議案第61号までの
以上4件は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第62号「能登町公告式条例の一部を改正する条例について」、
議案第63号「職員定数条例の一部を改正する条例について」、
議案第64号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正
する条例について」、
議案第65号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条
例について」、
議案第66号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正す
る条例について」、
議案第67号「能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例について」、

議案第 68 号「能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」、

議案第 69 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第 70 号「能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」、

議案第 71 号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」、

議案第 72 号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」、

議案第 73 号「能登町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」、

議案第 74 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第 75 号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第 76 号「能登町消防団条例の一部を改正する条例について」、

議案第 77 号「能登町印鑑条例の一部を改正する条例について」、

議案第 78 号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例について」、

議案第 79 号「能登町立図書館条例の一部を改正する条例について」、

議案第 80 号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、

議案第 81 号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、

議案第 82 号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第 83 号「能登町障害者支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」、

議案第 84 号「能登町こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」、

議案第 86 号「町有財産（建物）の無償譲渡について」、

議案第 87 号「町有財産（建物）の無償譲渡について」、

議案第 88 号「町道路線の認定について」、

議案第 89 号「町道路線の変更について」、

議案第 90 号「字の区域及び名称の変更について」、

議案第 91 号「字の区域及び名称の変更について」、

議案第 92 号「奥能登広域圏事務組合規約の一部変更について」、

以上、30 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございました。

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第62号から、議案第92号までの
以上、30件は、委員長報告のとおり可決されました。

議案上程 議案第85号

議長（河田信彰）

次に、日程第35、議案第85号「町有財産（建物）の無償譲渡について」
を議題とします。

この議案に関しては、14番、鍛冶谷 眞一君に関係のある議題です。

この際、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場して
いただきます。

（鍛冶谷議員 退場）

議長（河田信彰）

常任委員会に付託審査を、お願いしました案件について、常任委員長の報告
を求めます。

委員長報告

議長（河田信彰）

教育厚生常任委員会委員長 田端 雄市 君

教育厚生常任委員長（田端雄市）

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いた
します。

議案第85号 町有財産（建物）の無償譲渡について

以上1件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

採 決

議長（河田信彰）

お諮りします。

議案第85号「町有財産（建物）の無償譲渡について」の委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河田信彰）

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで14番、鍛冶谷 眞一君の入場を許します。

（鍛冶谷議員 入場）

議案上程

認定第1号～認定第10号

議長（河田信彰）

次に、日程第36、認定第1号「平成30年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第45、認定第10号「平成30年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの10件を一括議題とします。

本9月定例会議において、決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第10号までについて、同特別委員会委員長から委員会審査報告書が提出されております。

これから本件に対する審査の経過及び結果につき委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 田端 雄市 君。

決算特別委員会委員長（田端雄市）

決算特別委員会における審査の経過及び結果についてご報告いたします。

本特別委員会に付託された案件は、平成30年度能登町一般会計歳入歳出決算のほか7特別会計決算及び2企業会計決算、併せて10件の認定であります。

これら各会計決算の審査につきましては、去る9月4日から9日までの実質4日間の日程で委員会を開催し、決算書・事項別明細書・各種調書・主要施策の成果説明書・監査委員からの審査意見書などに基づき、関係課等から説明を

聴取し、予算執行が適正にかつ効率的に行われたかについて慎重に審査したところであります。

その結果、認定第1号「平成30年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第10号「平成30年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの10件について、全会一致をもって原案のとおり認定することと決定いたしました。

なお、審査の過程において、本委員会からの主な意見、提案についてご報告いたします。

1、多種多様な施策や事業があるが、いま一度、事業の必要性や費用対効果を十分に精査し、特に住民サービスに直結する事業に重きを置き、メリハリのある予算執行に努められたい。また、認知度の低い事業や補助制度が見受けられるため、周知の徹底を図られたい。

1、新統合庁舎、柳田総合支所及び内浦総合支所の建設が今年度で完了する。新体制となることにより、特に柳田・内浦地区において、行政サービスが低下することのないよう住民ニーズを十分に把握し、職員の人員についても熟考され適正な配置を希望する。また、職員全体の接遇や資質の向上についても、引き続き努力されたい。

1、町税のほか、各種料金・負担金・分担金・使用料等の滞納について、不公平感が生じないように、滞納者の実態に応じた適切な措置を講じ、特に悪質なものについては厳しく対応され一層の収納努力を図られたい。

1、近年のゲリラ的な豪雨により、河川の水位が上昇し氾濫することが危惧される。危険個所については早急に堆積除去をするなど、浸水被害を未然に防ぐ対策を講じられたい。

1、町が保有する文化施設や体育施設について、現在は主に指定管理者へ委託しているケースが多いが、ただ単に維持管理にとどまるのではなく、町としての施設の目的達成へ向けて、外部へ積極的に展開できるような、魅力ある運用となるよう検討されたい。

1、水道事業について、今年度から水道料金が改定され、町民の負担が増えるが、日常生活を送るうえで欠かすことのできない重要なライフラインである。今後も老朽管更新などを計画的に進め、安心安全な水道水の提供に努められたい。

1、病院事業について、就学資金貸付事業での採用者が、返還債務の免除となる要件を満たした後においても、引き続き勤務を継続し定着するよう、魅力ある病院事業を展開していただきたい。

時代がうつるにつれ、また町民の要望に応えるため、多くのそして様々な事業が展開されております。複雑多岐にわたる事業であっても、『知恵は現場に

あり』との思いで、各課連携を図り、事業の進捗を確実なものにしていただきたい。

また、行政マンの帰るべき原点は、町民の奉仕者であるはず。そのことを留意して精励されることを要望し、決算特別委員長への報告とさせていただきます。

議長（河田信彰）

以上をもって、決算特別委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（河田信彰）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討 論

議長（河田信彰）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（河田信彰）

これから、採決を行います。

お諮りします。

認定第1号「平成30年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成30年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成30年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成30年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成30年度能登町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「平成30年度能登町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第7号「平成30年度能登町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第8号「平成30年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第9号「平成30年度能登町水道事業会計決算の認定について」

認定第10号「平成30年度能登町病院事業会計決算の認定について」

までの、以上10件に対する委員長報告は、認定であります。

委員長報告のとおり認定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (河田信彰)

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、認定第1号から認定第10号までの10件は、原案のとおり認定されました。

議長 (河田信彰)

ここで、しばらく休憩いたします。(午前10時28分)

再 開

議長 (河田信彰)

休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時29分再開)

議長（河田信彰）

本日、國盛 孝昭君 ほか1名から、
発議第4号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」及び
発議第5号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」の
2件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、それぞれ日程に
追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、発議第4号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」を日程に追
加し追加日程第1、発議第5号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求
める意見書」を日程に追加し追加日程第2として、日程の順序を変更して、直
ちに議題とすることに決定しました。

追加議案上程

議長（河田信彰）

追加日程第1、発議第4号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」及び、
追加日程第2、発議第5号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める
意見書」の2件を議題とします。

提案理由の説明

議長（河田信彰）

提案理由の説明を求めます。

6番 國盛 孝昭 君。

6番（國盛孝昭）

ただいま上程されました発議第4号の提案理由の説明を行います。

発議第4号、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出につきまして
は、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措

置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上です。

続きまして、発議第5号の提案理由の説明を行います。

発議第5号『高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書』の提出については東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、未だ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

一つ、自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」(サポカーS)や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。

二つ、高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」(サポカーS)に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。

三つ、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド(予約)型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、議員各位におかれましてはご審議のうえ、何とぞ議決賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議長(河田信彰)

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長(河田信彰)

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河田信彰)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長(河田信彰)

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（河田信彰）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（河田信彰）

これから、採決を行います。
お諮りします。
発議第4号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」及び、
発議第5号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」の2
件を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございます。
起立全員であります。
よって、発議第4号及び発議第5号は、原案のとおり可決されました。
ただいま可決されました、発議第4号及び発議第5号に係る意見書の提出先、
処理方法につきましては、議長に一任願います。

休会決議について

議長（河田信彰）

日程第46「休会決議」を議題とします。
お諮りします。
明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次
の定例日の前日までを、休会といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和元年第5回能登町議会9月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（河田信彰）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

令和元年第5回能登町議会9月定例会議を閉会するに当たり、一言ご挨拶とお礼を申し上げます。

9月2日より開会しました、この度の定例会議におきましては、令和元年度能登町一般会計補正予算(第2号)をはじめとする重要案件につきまして、慎重なる御審議を得ました結果、いずれも原案どおり可決をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても、すみやかに執行して参りたいと考えております。

さて、9月8日から9日にかけて、台風15号が非常に強い勢力で、関東地方を直撃し、千葉県を中心に大規模な停電が発生し、猛暑の中、冷蔵庫やエアコンが使えず、生活にも深刻な影響が出ています。また、亡くなられた方やケガをされた方、そして住宅にもたくさんの被害がでています。改めて、尊い命を落とされた方々のご遺族に心からご冥福とお悔やみを申し上げますと共に、被災されました方々に対しまして、謹んでお見舞いを申し上げます。また被災地の復旧が一日も早く進むことを心から願っております。

さて、広報のと9月号にもお伝えしていますが、役場新庁舎の内覧会を10月1日から7日に、土曜日、日曜日を含め、行います。新庁舎は地元産材を多く取り入れた仕上げとなっており、また町民の皆様の利便性を考慮し全課がカ

ウンターに面しております。新庁舎建設に当たり、町民の皆様をはじめ議員の皆様並びに関係者の皆様の深いご理解とご協力に心より感謝申し上げますとともに、この機会にぜひ足を運んで、ご覧になっていただければと思います。

また、来月6日の日曜日には、柳田小学校をメイン会場として、第8回能登町総合防災訓練を実施いたします。

先月開催されました、子ども議会での質問にも防災対策のことがありましたが、防災訓練は、町民一人ひとりが防災への意識と行動を持ち、常日頃から災害への備えを行っていただくことを目的に行っています。

各地区の訓練会場においても、住民主体の訓練を行います。本訓練を契機に、自分の住む地域にはどのような危険があるのか、災害発生時に具体的にどのような行動をとるべきかなどについて、理解を深め、災害への備えを確かなものにしていただきたいと思いますので、町民の皆様、議員の皆様におかれましては、積極的に訓練にご参加していただくようお願い申し上げます。

また、10月20日には、「秋の味覚と能登牛肉まつり」が、柳田植物公園で開催されます。全国的にも知名度が上がっています「能登牛」のバーベキューコーナーのほか、秋の味覚をたくさん用意していますので、会場に足を運んでいただき、ぜひ能登町を味わいつくしていただければと思います。また同時に、全国風揚げ能登大会も同じ会場で開催予定ですので、併せて楽しんでいただきたいと思います。

最後になりますが、今後とも能登町発展のため、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

散 会

議長（河田信彰）

以上で、本日は散会いたします。

起立。

（一同起立）

議長（河田信彰）

皆さんご苦勞さまでした。

散 会（午前10時47分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和元年9月13日

能登町議会議長 河 田 信 彰

会議録署名議員 吉 田 義 法

会議録署名議員 堂 前 利 昭